

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和6年11月20日

摂津市議会

# 目 次

## 総務建設常任委員会

11月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
(総務部・建設部・会計室所管分)	
補足説明(総務部長、総務部理事、建設部長、会計管理者)	
質疑(塚本崇委員、藤浦雅彦委員)	
散会の宣告-----	64

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年11月20日(水) 午前10時1分 開会  
午後 5時8分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博            副委員長 南野直司            委員 藤浦雅彦  
委員 安藤 薫            委員 三好義治            委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗    副市長 山本和憲  
市長公室長 平井貴志    総務部長 石原幸一郎  
建設部長・道路交通課長事務取扱 永田 享    消防長 松田俊也  
総合行政委員会事務局長 溝口哲也    総務部理事 丹羽和人  
建設部次長 松倉昌明    会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏  
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀  
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子  
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志  
建設部副理事兼建築課長 江草敏浩  
建設部副理事兼道路管理課長 寺田満夫  
総務課長 真鍋伸也    資産活用課長 浅田明典  
情報政策課長 大西健一    市民税課長 石坂直樹  
納税課長 藤原英昭    工事検査室長 宮城陽一  
都市計画課長 藤井芳明    水みどり課長 杉山 剛

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子    同局次長代理 香山叔彦

### 1. 審査案件

認定第1号 令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時1分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

最初に理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

まず、このたび野口委員長、南野副委員長につきましては、御就任されまして、おめでとうございます。何かとお世話をかけますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中でありまして、総務建設常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、ほか1件の御審査を賜ります。何とぞ慎重審査の上、御認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、在庁しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○野口博委員長 再開します。

最初に、認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

石原総務部長。

○石原総務部長 おはようございます。

それでは、補足説明をいたします。

認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、防災危機管理課分を除く総務部に関わる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書28ページ、款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ0.9%、4,589万6,736円の増加となっております。目2法人は、前年度に比べ1.2%、2,144万9,216円の増加となっております。項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ2.0%、1億8,163万6,167円の増加となっております。目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べマイナス1.5%、102万500円の減少となっております。項3軽自動車税、目1環境性能割は、前年度に比べマイナス22.0%、318万400円の減少となっております。目2種別割は、前年度に比べ2.0%、280万4,676円の増加となっております。項4市たばこ税、目1市たばこ税は、前年度に比べ0.9%、692万6,961円の増加となっております。項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ0.9%、1,546万9,382円の増加となっております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べ0.4%、13万2,000円の増加となっております。

続きまして、30ページ、項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年

度に比べ1.1%、121万2,000円の増加となっております。項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税は、前年度と同額となっております。

款3利子割交付金、項1利子割交付金、目1利子割交付金は、前年度に比べマイナス4.6%、53万7,000円の減少となっております。

款4配当割交付金、項1配当割交付金、目1配当割交付金は、前年度に比べ14.1%、1,384万8,000円の増加となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ71.5%、5,030万4,000円の増加となっております。

款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金は、前年度に比べマイナス5.1%、1,869万9,000円の減少となっております。

款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金は、前年度に比べマイナス1.2%、2,753万2,000円の減少となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金、項1ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べマイナス15.7%、32万6,365円の減少となっております。

款9環境性能割交付金、項1環境性能割交付金、目1環境性能割交付金は、前年度に比べ21.8%、764万9,000円の増加となっております。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、前年度に比べマイナス10.9%、1,375万6,000円の減少となっております。

続きまして、32ページ、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、前年度に比べ115.0%、436万2,000円の増加となっております。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、前年度に比べマイナス12.1%、1億7,383万5,000円の減少となっております。これは、普通交付税が前年度に比べ2億1,576万8,000円の減少、特別交付税が前年度に比べ4,193万3,000円の増加となったことによるものでございます。

款12交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金は、前年度に比べマイナス9.3%、117万4,000円の減少となっております。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、庁舎施設等使用料でございまして。

続きまして、36ページ、目5土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございまして。項2手数料、目1総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料でございまして。

続きまして、38ページ、目4土木手数料は、公共用地境界明示手数料でございまして。

続きまして、40ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、デジタル基盤改革支援補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして。

続きまして、46ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、基幹統計調査委託金

及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

続きまして、48ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、大阪府市町村振興補助金でございます。

続きまして、54ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、府税徴収事務委託金でございます。

続きまして、56ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。目2利子及び配当金は、各種基金利子収入でございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、市有地売却収入でございます。目2物品売払収入は、救急車及び塵芥車の売払収入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、一般寄附金でございます。

続きまして、58ページ、款19繰入金、項1特別会計繰入金、目1財産区財産特別会計繰入金は、土地貸付収入の一部を一般会計に繰り入れたものでございます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財政調整基金から13億円を取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。目2公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金から1億4,000万円を取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。目6減債基金繰入金は、減債基金の廃止に伴い16億3,738万8,582円を一般会計に繰り入れたものでございます。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は市税延滞金でございます。

続きまして、60ページ、項4雑入、目1滞納処分費は、供託に伴う処分費でございます。目2雑入のうち主なものは、市町村振興協会交付金や水道・下水道事業会計

からの収入などがございます。

続きまして、68ページ、款21市債、項1市債、目1総務債は、システム再構築事業債などがございます。目2民生債は、とりかいこども園建設事業債などがございます。目3衛生債は、廃棄物広域処理推進事業債などがございます。目4土木債は、阪急京都線連続立体交差事業債などがございます。

続きまして、70ページ、目5消防債は、広域消防指令情報システム整備事業債などがございます。目6教育債は、小・中学校屋内運動場空調設備整備事業債などがございます。目7臨時財政対策債は、普通交付税の算定結果に基づき発行したものと及び借換債でございます。

款22繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、繰越事業の充当財源でございます。

款23自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金は、令和元年9月末で自動車取得税が廃止され、令和5年度においては滞納繰越分として徴収された自動車取得税が交付されているものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、76ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、78ページ、節10需用費は、法規事務に係る消耗品費などがございます。

続きまして、80ページ、節12委託料は、法規事務に係る市例規集委託料などがございます。節13使用料及び賃借料につきましても、法規事務に係るデータアクセス料などがございます。

続きまして、82ページ、節22償還金利子及び割引料は、過年度分国庫返還金でございます。節27繰出金は、水道事業会

計及び下水道事業会計への繰出金でございます。目2文書広報費は、郵送事務に係る通信運搬費などでございます。

続きまして、84ページ、目4財産管理費は、ESCOサービス料など、庁舎や集会所等市有財産の管理経費でございます。

続きまして、88ページ、目9電子計算費は、住民情報システム保守委託料及びシステム構築委託料などでございます。

続きまして、98ページ、目18財政調整基金費、目19公共施設整備基金費及び目20減債基金費の各基金費は、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。項2徴税费、目1税務総務費及び100ページ、目2賦課徴収費は、税務事務に係る経費でございます。

続きまして、106ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費及び108ページ、目2基幹統計調査費は、統計調査事務に係る経費でございます。

続きまして、180ページ、款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費は、市営住宅管理に係る経費でございます。

続きまして、222ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金は、地方債の元金償還金で、前年度に比べ22.5%、4億3,583万5,382円の増加となっております。目2利子は、地方債の利子償還金で、前年度に比べ、9.0%、895万6,332円の増加となっております。

款11予備費、項1予備費、目1予備費は、770万6,631円で、能登半島地震に対する災害見舞金に100万円、所有権確認等請求に係る訴訟等関係費用に53万9,000円、道路管理瑕疵による損害賠償金に7万5,051円、能登半島地震緊急消防援助隊派遣に係る職員手当等に68万2,263円、消防団退職者増加

による退職報償金に486万6,015円、能登半島地震職員派遣に係る職員手当等に40万6,752円、能登半島地震職員派遣に係る普通旅費に9万6,750円、災害時に使用した毛布の洗浄及びリパックに係る手数料に4万800円をそれぞれ充当いたしております。

款12前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金は、令和4年度の実質収支の赤字分について2,965万7,690円を前年度繰上充用金として充当いたしております。

以上、防災危機管理課分を除く総務部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、丹羽総務部理事。  
○丹羽総務部理事 認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部防災危機管理課が所管しております事項につきまして、決算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

決算書46ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金は、地域版防災マップの作成に係る社会資本整備総合交付金でございます。

58ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目3家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震に伴う家屋被害復旧資金貸付金に係る償還金でございます。

60ページ、項4雑入、目2雑入は、摂津防犯協会及び摂津職域防犯協会に、南摂津防犯ステーションの管理費用を使用面積に応じて負担していただくものなどでございます。

続きまして、歳出でございます。

決算書90ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費は、防犯灯及び防犯カメラの設置や維持管理等、防犯施策に係る経費でございます。

190ページ、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、自主防災組織が防災に関する活動を行うために必要な物品の支給、避難所等に配備する備蓄用品の更新、防災行政無線の維持管理、マンホールトイレの整備に関する負担金など、防災施策に係る経費でございます。

以上、総務部防災危機管理課の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、永田建設部長。

○永田建設部長 認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、建設部が所管しております事項につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の34ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料は、法定外水路占用料でございます。目5土木使用料のうち、道路占用料や、36ページ、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。項2手数料、目1総務手数料のうち、道路管理課の諸証明手数料でございます。

38ページ、目3農林水産業手数料のうち、水路敷地境界明示手数料、水路敷地謄本交付手数料でございます。目4土木手数料のうち、道路敷地境界等明示手数料や開発許可等手数料などがございます。

44ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金のうち、老朽化対策、交通安全対策などの社会資本整備総合交付金などがございます。

52ページ、款16府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金は、府自然環境保全条例事務取扱交付金や、都市再生地籍調査委託補助金、権限移譲交付金などがございます。

54ページ、項3委託金、目2土木費委託金のうち、河川環境整備工事委託金などがございます。

56ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、道路交通課の土地貸付収入でございます。

58ページ、款19繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

64ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、建築確認申請者負担金、自転車自動車駐車場指定管理者納付金などがございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、内水氾濫解析業務委託料や神安土地改良区負担金などがございます。

164ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、土木維持作業業務委託料などがございます。

166ページ、目2交通対策費は、修繕料や公共施設巡回バス運行管理業務委託料などがございます。

168ページ、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は、千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などがございます。目2道路維持費は、道路維持に係る修繕料や道路維持工事などがございます。

170ページ、目3交通安全対策費は、道路改良工事や交通安全対策工事などがございます。項3水路費、目1排水路費の

うち、ポンプ場施設等維持管理業務委託料や、172ページ、味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事などでございます。

174ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費のうち、住宅マスタープラン改定委託料や多世代同居・近居支援補助金などでございます。

176ページ、目2街路事業費のうち、都市計画課の都市景観事業に係る、都市景観まちづくり審議会委員報酬などでございます。

178ページ、目3緑化推進費は、摂津市緑化推進連絡会補助金などでございます。目4公園管理費は、公園維持に係る修繕料や公園管理委託料などでございます。

188ページ、款8消防費、項1消防費、目3水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金や、190ページ、安威川ダム水特法12条負担金などでございます。

以上、建設部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 引き続きまして、認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、会計室に係ります項目につきまして、決算書の目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書58ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金等に係ります預金利子でございます。

続きまして、60ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、会計室分収入につきましては、67ページの上段に記載しております、水道・下水道事業会計からの収入でございますが、会計室にて支出いたしました指定金融機関派出窓口業務事務手数料及び口座振替受付サービス手数

料につきまして、水道事業会計及び下水道事業会計の負担分を収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

76ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち会計室に係るものとしたしましては、普通旅費、消耗品費、印刷製本費でございます。

次に、84ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費で、主なものとしたしましては、会計年度任用職員1名の報酬、金融機関派出窓口業務事務手数料や口座振替手数料などの費用、また金融機関とのデータ伝送に係る回線使用料などの経費でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。それでは、順番に質問させていただきます。番号をつけて質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目です。決算概要12ページ、市たばこ税についてです。市たばこ税については、その性質上、毎年のように聞かせていただいております。予算に対して収入額のほうが多いということで、その活用方法について、まずは1回目にお聞きします。

質問番号2番、同じく12ページ、固定資産税です。2%上昇して約1億8,000万円増となっています。これについての要因を、まずお伺いいたします。

続いて3番目です。決算概要20ページ、市債発行額についてです。市債発行額については、令和5年度が28億7,316万円となっております。令和5年度までのト

レンドについて、まずお伺いします。

4番目です。決算概要48ページ、会計室になります。令和4年度が事務ミスで赤字になりまして、その後、再発防止の取組をどのようにされたのか、お伺いします。

5番目です。これは決算書の56ページ、57ページです。資産活用課になります。土地売却収入です。当初予算で約4,400万円のところで、決算としては約66万円となっています。その理由についてお伺いします。

それから、6番目です。同じく資産活用課、FM推進事業です。決算概要の50ページになります。まず、FMの令和5年度の取組についてお伺いします。

同じく54ページ、今度は防災危機管理課になります。令和5年度の認知犯罪件数が613件と少し増加傾向にあるように思います。まずは令和5年度の取組についてお伺いします。

8番目です。同じく防災危機管理課です。決算概要54ページ、防災対策費です。令和5年度における協定の取組についてお伺いします。

続いて9番目、同じく決算概要54ページです。システム構築委託料が約7億8,000万円ですけれども、令和5年度の取組についてお伺いいたします。

10番目、DX推進事業です。AI文字起こしツールを導入したとのこと。どのように使われたのかについて、お伺いします。

11番目です。決算概要68ページ、これは要望のみになります。総務課の統計調査管理事業についてです。事務報告書を見ますとポケットデータの印刷部数が100部となっています。ポケットデータ、意外と好評で、見る人がすごく多いので、せ

めて職員の方に行き渡るぐらいは印刷したほうがいいのではないかと思うので、これは要望とさせていただきます。

12番目です。建設部に移ります。122ページです。都市計画マスタープランについてです。令和5年度の取組と成果についてお伺いいたします。

13番目、同じく122ページ、3D都市モデル活用事業です。令和5年度の取組についてお伺いいたします。

14番目、決算概要126ページです。3号街区公園についてです。一般質問もさせていただいていますけれども、改めて令和5年度の取組と、大屋根を造るに至った経緯についてお伺いいたします。

15番目、同じく決算概要126ページ、公園遊具補修事業です。たしかA B C Dとランク分けしていたと思います。実際に修繕したもののランクについて、どの程度のものであったのかを、お伺いします。

続いて建築課です。122ページに戻りまして、16番目、特定空家です。令和5年度の状況をお伺いします。

17番目、同じく122ページです。ブロック塀の補助金です。令和5年度の取組についてお伺いします。

18番目、124ページ、狹隘道路に関してです。事務報告書を見ますと、令和5年度は申請件数がゼロ件となっていますけれども、その要因についてお伺いします。

19番目、122ページ、多世代同居・近居支援事業です。令和5年度は62件とのことで、これについて周知の取組をどのようにされたのかをお伺いします。

20番目は、118ページに戻ります。道路管理課になります。道路敷資料電子化委託料です。ここについて令和5年度の取組についてお伺いいたします。

続いて、毎年のように聞かせていただいていますけども、118ページ、橋梁長寿命化修繕事業で、タブレットレンタル料の決算額が18万7,440円となっています。この理由についてお伺いします。

続きまして22番目、決算概要118ページ、千里丘92号線です。令和5年度の実組内容について教えてください。

それから、23番目です、決算概要114ページ、交通安全啓発事業です。令和5年度からヘルメットの着用が努力義務化されたと思いますが、令和5年度の実組についてまず教えてください。

続いて24番目、116ページ、違法駐車に対する問題です。事務報告書を見ますと、警察への通報が年間3件となっています。その基準をまず教えてください。

25番目、118ページ、交通安全についてです。こちらについては、事務報告書でハンパを設置したと書かれていますけれども、ハンパ設置の基準についてお伺いします。

26番目、決算概要116ページ、道路反射鏡安全維持事業です。反射鏡の設置基準について、お考えをお聞かせください。

27番目、決算概要120ページ、正雀南千里丘線外2路線について、令和5年度の実組について教えてください。

以上、要望1点、質問26個であります。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号1番、たばこ税の活用方法についてお答えいたします。

まず、たばこ税につきましては、一般財源でございますので、その用途につきましては、広く市の事業全般に使わせていただいております。ですので、活用として特定の事業費に充当という財源ではござい

ませんので、市の全般の事業に使わせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 中尾副理事。

○中尾総務部副理事 固定資産税に係ります質問に、お答えをさせていただきます。

令和5年度の固定資産税は、92億5,481万4,991円、前年に比べ約1億8,000万円の増収でございました。増収についての要因でございしますが、地価につきまして、地価公示価格は、令和4年と比べますと市内24地点中14地点での上昇、住宅地の5地点で下落でございました。ただし、令和5年度は令和3年度評価替えの第3年度に当たり、地価の評価は、据置きもしくは地価の下落時の時点修正を行うことになることから、前年に比べ392万384円の減収でございました。

一方で、家屋に関しましては、新築住宅の評価が滅失家屋評価を上回ったことによる8,334万8,628円の増収でした。また、償却資産におきましても、コロナ収束後、穏やかに景気が回復し、新規の設備投資の増加や新築社屋の建設などで1億177万4,224円の増収となり、滞納繰越分や交付金を合わせました全体で1億8,061万5,667円の増収となったものでございます。

以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号3番、決算概要20ページの市債発行額につきまして、令和5年度までのトレンドはどうかの御質問でございました。

市債発行額につきましては、令和元年度から見ていきますと、令和元年度では13億3,000万円。令和2年度では20億9,000万円。令和3年度にさらに増加

いたしまして41億1,000万円、令和4年度に25億6,000万円で、令和5年度に28億7,000万円となっております。建設事業費に充てるといふ市債発行を多くしておりますので、建設事業費が増加してくれば、それに伴った増加となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 柳瀬会計管理者。

○柳瀬会計管理者 質問番号4番、令和4年度の赤字決算事務処理ミスの再発防止の取組につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、本件の原因といたしましては、課担当者が財務会計システムに約2.8億円分の調定、つまり歳入の予定を間違えて入力し、さらにそのデータの取消しを失念しておりました。そして、他の職員が財政課に決算見込みを報告する際に、この間違いのデータを正しいものと誤認し報告してしまいました。

そのため、約2.8億円の歳入があるものとして基金の繰入額を算定しましたため、結果的に約3,000万円の赤字を計上することとなってしまいました。

この約2.8億円の調定は、正しいデータと重複して入力されており、通常であれば間違いに気づくものでありますことから、原因といたしましてはシステムの情報が正しいものだという思い込み、職員間での情報共有の欠如、職員の財務会計や決算に対する意識の低さが原因だと考えております。

これに伴いまして、ミス防止の対応を取らせていただいております。内容といたしましては、まず摂津市業務執行の適正化推進に関する基本方針のさらなる周知を図りますとともに、各課で財務会計システム

とは別に、紙やエクセル等で予算差引簿を作成し、歳入歳出を管理し、また財務会計システムと突合させることでチェック体制を強化し、また入力漏れやミスの発見を行い、財務会計の正確性を図るとともに、職員間の情報共有や意識向上を図っております。

また、財政課と会計室が連携いたしまして、財政課が把握している決算見込み、また各課から会計室に提出されます納入通知書及び実際の銀行口座の入出金情報、これらを共有し、また突き合わせ、チェックすることで、入金漏れや出金漏れが発生しないよう、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番、土地売却収入の予算額と決算額の差の理由でございます。

予算額といたしましては、旧別府公民館用地の売却、それから正雀の市民活動支援センター跡地の売却を見込んでおりました。しかしながら、この2件につきましては、境界の調整等が必要でございまして、売却には至っておりません。決算額として上がっておりますのは、道路管理課で売却された里道の分となっております。

続きまして、質問番号6番、FM推進事業の令和5年度の取組でございます。

FMといたしましては、大きく三つの取組を行っております。一つ目としましては、総務省からの通知に従いまして、公共施設等総合管理計画の見直しを行っております。こちらはFM推進会議で意見をいただきながら改定を行ったものでございます。

二つ目といたしましては、毎年度、施設

の維持管理に伴うマネジメントとして、施設所管課を対象とした施設点検のための研修、施設点検、修繕の優先度判定、予算化というサイクルを回しております。

最後、三つ目です。施設再編のマネジメントとして、第1次再編の検討の対象施設の所管課に対しましてヒアリングを実施しております。こちらは施設のソフト面の評価を実施いたしまして、今後の個別施設計画の策定につなげてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番、犯罪抑制に向けた令和5年度の取組に関するお問いに御答弁申し上げます。

本市では、犯罪抑制に向けまして防犯カメラの設置、新規で20台設置させていただきました。それから、更新を5台行っております。また、LED防犯灯の設置について、新規で20灯、それから照度アップ6灯、修繕12件を行っております。

それから、広報紙による市民への情報提供といたしましては、令和5年4月号の広報で、列車内の痴漢被害の相談窓口の周知、令和5年9月号、自転車盗難防止対策、それから、令和5年11月号では、犯罪被害者週間の啓発を行いました。

また、一門一灯運動といいまして、一つの門に一つの灯かりと書きますけれども、啓発チラシを作成させていただいて、自治会に協力を呼びかけております。

それから、摂津警察署と連携し、市内各所でキャンペーン等を実施いたしました。なお、職域防犯協会の取組ではございますけれども、昨今、金融機関やコンビニが特殊詐欺犯罪の場所として使われることが多いことから、金融機関やコンビニ事業者と連携した取組を実施されております。

次に、質問番号8番、災害時の協力協定の件につきまして、御答弁申し上げます。

令和5年度につきましては、ドローン事業者と災害時等における支援活動に関する協定を締結させていただくことができました。ドローン事業者ごとに支援の実施内容に違いがございますので、その違いごとに協定を締結する必要がございましたことから、協定の締結件数は複数になっております。ドローンを活用した支援活動といたしましては、災害に関する情報収集、それから被災者の捜索・救助、避難場所、避難方法、その他物資の配給場所などの市民への情報伝達、それからライフラインの状況調査、被災建築物の応急危険度判定の支援、被害認定調査の支援、それから食料・医薬品などの搬送、その他、防災訓練への支援となっております。

以上です。

○野口博委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 質問番号9番について、お答えさせていただきます。

令和5年度のシステム構築委託料の主な中身につきましては、平成30年度に構築いたしました外部拠点を含む庁内職員のネットワーク機器及び職員用パソコンの更新費用となっております。また、老朽化に伴い庁内配線を引き直し、職員のノートパソコン、通信機器、グループウェアについて総合行政ネットワークとして再構築をしております。

続きまして、質問番号10でございます。AI音声文字起こしツールにつきましては、令和5年度から本格導入をいたしております。令和5年度の利用状況につきましては、全庁を対象に21課、翻訳会議数は236回、利用時間は134時間となっております。また、令和6年度の10月末ま

での利用時間は令和5年度を上回っておりますが、利用する課が固定している傾向にあります。

以上でございます。

○野口博委員長 藤井課長。

○藤井都市計画課長 質問番号12番、都市計画マスタープランについての御質問に答弁申し上げます。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、まちづくりの方針を示すものでございます。令和3年度から令和5年度にかけて3か年で改定をしております。令和3年度、令和4年度で人口、土地利用、都市構造の現状分析や、前の都市計画マスタープランに基づく施策の進捗状況の整理により、全体構想として都市防災、まちづくり、公共交通といった部門別更新や立地適正化計画、また地域を四つに区分し、それぞれの地域特性を踏まえた地域別構想を取りまとめ、素案を作成しております。令和5年度につきましては、庁内各課に令和3年度、令和4年度で取りまとめた素案に対する意見照会を行うとともに、都市計画審議会での審議を経て、最終案として取りまとめて、パブリックコメントを実施し、令和6年1月に計画を公表しているところでございます。

続きまして、質問番号13番、3D都市モデル活用事業の令和5年度の取組につきまして、御答弁申し上げます。

令和5年度の取組としましては、令和4年度に基盤を整備しているデジタルツインプラットフォームを活用し、用途地域図などの都市計画情報をGISデータでオープン化し、ホームページに公開し、サービスの向上に努めているところでござい

ます。

あわせて、3D都市モデルとしましては、令和4年度に引き続き、水位計の情報を公開することで、市内水路の水位をリアルタイムで確認できるようにしているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 14番目の3号街区公園についての御質問にお答えいたします。

まず、屋根設置の経緯についてでございます。公園利用者から日よけ、雨よけの設置要望がありましたこと、吹田操車場跡地土地区画整理事業における都市再生機構の負担金を活用できること、隣接する明和池公園を含む利用者の利便性向上や、イベントなどでの活用が期待できますことから、屋根を設置することとしたものでございます。

令和5年度の取組につきましては、設計業務委託におきまして、屋根の形状や構造を決定し、また地盤表面整備に係る人工芝などの材質等の検討を行いました。

続きまして、15番目の公園遊具に関係します御質問にお答えいたします。

令和5年度は、都市公園で303基、ちびっこ広場で338基、合計641基の遊具を点検いたしました。点検結果としましては、A判定45基、B判定486基、C判定109基、D判定1基でございました。これらの修繕を56件行っておりますが、D判定の1基とC判定の109基のうち、修繕を要するものを修繕いたしました。

以上でございます。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 16番、特定空家等対策事業についての御質問にお答えさせ

ていただきます。

本市では、特定空家等を増やさないと  
いう取組方針で事業を進めております。令和  
5年度を取組状況でございますけれども、  
空家法に基づく助言等を19件実施して  
おります。また、空家法に基づく特定空家  
等3件につきまして、適正管理するよう勧  
告・命令前の事前通知、命令という措置を  
実施しております。この中で命令に合わせ  
て所有者に集まっていたきまして、話し  
合いの場を設けることを実施いたしました。  
命令発出後、所有者によって取壊しがな  
されまして、特定空家等について令和5  
年度までに指定していた物件については、  
令和5年度中になくなりました。

続きまして、17番、ブロック塀撤去に  
ついての令和5年度の実績についてで  
ございます。

ブロック塀等につきましても、大阪北部  
地震から時間がたちまして、市民の関心  
が薄れてきている状況が見られます。本  
市におきましても、意識が薄れるのを防  
ぐために、大きな地震、大阪北部地震  
もそうですし、阪神・淡路大震災等の  
地震があった日に合わせて、ホームペ  
ージで忘れることのないよう、啓発を  
引き続き実施しております。

ブロック塀につきましても、大阪北部  
地震が発災したときに、教育委員会に  
ついて通学路等のブロック塀の調査が  
行われまして、それを中心に撤去啓発  
を進めておる状況です。令和5年度  
当初、対象9件が残っておった状況  
で、毎年1回は面談等で、啓発を  
続けておる状況です。令和5年度  
については、1件が取り壊されていま  
す。あとお会いしてヒアリングした  
状況では、今、売却手続を進めて  
おる状況で、もし売却が進めば  
7件という状況になっておりま

す。

18番目、狹隘道路整備事業について  
でございます。

令和5年度については助成実績ゼロ  
でございました。これにつきましては、  
制度を見直しまして、重点区域を  
設定して、助成の対象エリアを絞  
ったことがございました。その重点  
区域を設定した令和3年度以降、  
市民とのニーズと、あと助成の  
対象件数が減ったのが要因では  
ないかと思っております。令和3  
年以降、助成が低調だったとい  
うことでございます。それも含め  
て地域の安全な道路網をつくる  
ことは、非常に重要な課題であ  
りますので、要綱の見直し等を  
検討して、今年度、事業を進め  
ておる状況でございます。

19番、多世代同居・近居支援事業  
についての御質問でございます。

周知につきましても、基本的には  
ホームページ等で行っております。  
転入者については、市民課にて  
転入時に配付していただきます  
チラシの中に同封していただく  
ことで、周知を実施しております。  
申請に来られた方へのヒアリン  
グは実施しておるんですけど、  
これまでの大体平均で15%ぐ  
らいについては、この事業があ  
ったから転入したという聞き取  
りは行っております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号20  
番、道路敷資料電子化委託料の  
令和5年度を取組でございます。

こちらにつきましては、道路法第  
28条第1項に定められておる  
道路台帳の更新に当たりまして、  
過年度の紙媒体保存文書の電子  
化、つまりPDF化でございます  
が、それによりまして道路台帳  
がおります道路GISにデータ入  
力をする内容で

ございます。道路敷資料の電子化と道路GISへの道路敷資料データ入力、委託を発注させていただいております。こちらは事務報告書251ページに記載のとおりでございます。令和5年度は250件、電子化とデータ入力をさせていただいております。対象といたしまして、平成15年度から平成17年度、それと令和4年度の文書について同委託をさせていただいているところでございます。

続きまして、21番、橋梁長寿命化修繕事業の中のタブレットレンタル料、この予算執行額が低い理由であったかと思いません。

令和5年度につきましては、レンタル料と合わせて調達予定1台増加の費用を見込んでおりました。ただ、令和5年度は、依然としてコロナ禍等の影響によりまして、電子機器の調達に遅れが生じていたことから、1台は購入を見合わせたところでございます。そういう経過もございまして、令和6年度の当初予算には、この分も含んだ形で、今年度執行していくように今、作業を鋭意進めさせていただいております。

続きまして、22番でございます。千里丘92号線の道路管理事業の令和5年度の実績でございます。

こちらについては、千里丘7丁目、吹田市との市域界でございますが、府道大阪高槻京都線から、健都のニプロが建っているところがございます。芦森工業の正雀川左岸沿いの道路、旧千里丘44号線がございました。府道大阪高槻京都線との取り合いのところ、復元工事をさせていただいております。なぜかと申しますと、令和4年度に道路が行政財産廃止になりまして、普通財産に置き換わっている

ところで、資産活用課で、芦森工業に売買をされている。その最後の取り合いのところの工事を令和5年度に実施をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 23番目の交通安全啓発の取組及びヘルメットの努力義務化の取組についての御質問に、お答えさせていただきます。

令和5年度の交通安全啓発事業の取組といたしましては、交通安全推進員による市内各所での交通安全啓発活動や、全国交通安全運動期間中における啓発キャンペーン、運転免許証自主返納へのジャンパー配付や自転車乗用者用ヘルメットの配付などを行っております。特にヘルメットの取組につきましては、高齢ドライバーへの免許証返納を促進する取組として、セッピージャンパーを配付しておりましたが、それに加えて、自転車用のヘルメットを100個限定で配付し、近年の自転車事故の増加を踏まえた効果的な安全啓発を行わせていただいた次第でございます。

続きまして、24番目の年間3件の違法駐車に係る通報の基準について、御答弁をさせていただきます。

違法駐車の実態は、摂津市違法駐車防止に関する条例に基づき、同施行規則で定める違法駐車の実態、違法駐車防止重点地域及び重点路線において、違法駐車防止に関する助言及び啓発活動を行っております。啓発の流れにつきましては、駐停車している車両に運転者がいる場合、運転者にこの場所が違法駐車防止重点地域であり、駐停車できないことを告げ、チラシを手渡すなどして、駐車場への案内や駐停車しないよう呼びかけております。

運転者が不在の場合、当該車両のワイパーにチラシを挟み込んでおくなどの啓発を行っております。

警察への通報につきましては、駐停車禁止エリアでの駐車や、バス等の通行の支障や、警告後も移動されないなど、悪質な状態の際に実施しております。令和5年度におきましては3件の通報をした次第でございます。

続きまして、25番目、ハンプ設置の基準についてでございます。

ハンプは、生活道路において自動車の速度を十分に減速させるとともに、自動車の通行を、安全性の高い幹線道路などへ誘導することで、歩行者または自転車の安全な通行を確保するために設置しております。

ハンプの設置につきましては、道路構造令で、日常生活において利用される道路で自動車を減速させる必要がある場合においては、車道の路面に凸部、つまりハンプでございますが、または狭窄部もしくは屈曲部を設ける必要がある場合において、設けるものと位置づけられております。

また、設置に関する技術的な基準は、国土交通省技術基準が通知されており、これに基づいて実施しております。本市におきましては、一津屋から鳥飼上を結ぶ市道、つまり南別府鳥飼上線において、速度の速い通過交通の流入が多いことから、令和2年度よりハンプ設置などの速度抑制対策の路線として取り組んでいるところでございます。

続きまして、26番目、道路反射鏡の設置基準についてでございます。

道路反射鏡は、交差点や曲がり角などにおいて、周囲の建物や構造物などが原因で見通しが悪い箇所に設置するもので、その必要性については摂津市道路反射鏡設置

基準に基づき、周辺交通量などの状況を総合的に勘案して判断しております。

設置箇所につきましては、市が管理する道路における交差点や曲がり角などの見通しが悪いことで、ほかの車両が確認できないことが基準となります。その場合にあっては、設置の可否につきましては、道路反射鏡の特性を踏まえ、判断が重要であると考えております。

続きまして、27番目、正雀南千里丘線外2路線の令和5年度の取組について御答弁させていただきます。

令和5年度は、広場計画について地権者への丁寧な説明を行ってまいりましたが、地区内の地権者のみならず、地域の方々の理解が定着せず、機運が高まらなかったことから、広場計画を白紙、断念したところでございます。これにつきましては、令和5年12月1日及び令和6年1月1日の総務建設常任委員協議会において、正雀駅前の都市計画法に基づく広場計画案が白紙、断念することの報告を行ったところでございます。

その後は、当初予定していた道路拡幅事業に向けて、地権者の方々、残る用地の取得に向けて、丁寧な説明、交渉を令和5年度から進めているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

市たばこ税についてです。当初予算額で市たばこ税は7億3,700万円の収入を見込んでおりまして、結局、最終的な調定額としては7億9,966万2,625円となっています。6,000万円ほどの開きが生じているわけです。ここに対して、

毎年こういう状況が続いており、当初予算よりも年々、市たばこ税が増えている気もしているところです。お金に色はつけられないという一般財源のお話をされたと思うんですが、予算に対して上回る収入額を頂いているわけです。それに対しては、税負担者に対して、ある程度合理的配慮が必要ではないかと考えているんですけども、そこに対する見解があれば、お聞きかせください。

続きまして、固定資産税に関してです。結局、基本的に上昇分としては、新築家屋と設備投資が乗ったということで理解しました。設備投資が進むことは、景気が上向くタイミングにもなると考えていますので、これが好調に推移していただければと思っております。これは要望で終わらせていただきます。

3番目です。市債発行額です。先般の一般質問でも、財政について質問させていただきました。中期財政見通しによれば、令和10年に基金が枯渇して赤字になるとの予測、つまり最悪のシナリオが立てられていたと思います。この場合、令和5年度に限っては、発行額が28億7,316万円に対して、元利償還額が25億7,934万8,513円となっています。この起債と償還の考え方について、2回目にお聞かせください。

続いて4番目、再発防止の取組です。いろんな方法で取り組まれていると思います。ただ、一つの考え方として、部があって、その下に課があって、その課に予算がついているわけです。言い方というか、捉え方にもよると思うんですけども、京セラで取り入れられたアメーバ経営に近い考え方だと思います。

予算を適切に執行するという考え方な

ので、課もしくは部において、その予算が適切に執行されているか。そして、その予算をしっかりと使われているかを、その課で確認する必要があります。この意識づけをしっかりとやっていただきたい。

皆さんにはなじみないかもしれないですけど、京セラの創業者の稲盛氏が提唱されたアメーバ経営です。要は、各部署で完結する予算の在り方とか執行、お金の使い方を考えなさいという経営の在り方です。行政の組織構造にすごく似ているところがあると思います。

これをしっかりと意識づけしていただいて、その課で予算を執行するという意識づけを徹底して教育をお願いいたします。これは要望とさせていただきます。

5番目、土地売却収入についてです。これが旧別府公民館と市民活動支援センター跡地の件でこうなったとお伺いしたんですけども、今後の見通しがあるのであれば、お伺いします。

6番目です。この行政経営戦略を見てみると、事後保全がどうも増加傾向にあると考えています。この事後保全が増加している要因について、分析があればお伺いします。

続いて7番目です。これも犯罪認知件数が、行政経営戦略の目標値と乖離している部分があるので、そこについての分析と、今後の方向性があれば教えてください。

8番目です。令和5年度の協定がドローンに関するものだと理解しました。それ以外に民間の施設との協定も結んでおられると思います。民間の施設等への避難の在り方について、お考えをお聞かせください。

9番目です。システム構築ですけども、更新があったということで執行された。ただ、システムになじめない方も少数なが

らおられるような気がしています。そこをどうするかと、昨日少しお話ししたかもしれないんですけども、せっかく構築したシステムをうまく使いこなせないのは、非常にもったいない部分があります。その部分については、今取り組まれている人材育成を続けていってほしいということで、要望とさせていただきます。

10番目です。AIの文字起こしツールについてです。21課で固定化されてしまっていると御答弁をいただきました。それをもっと拡大できないのかと。すごく便利なんです。今、AIの文字起こし、かなり精度が高くなってきています。拡大の考え方についてお聞かせください。

続いて12番目、都市計画マスタープランについてです。都市計画マスタープランを策定されまして、その方向でまちづくりが進んでいくと思うので、これが乱れると、まちが乱れるというか、無秩序な開発につながりかねないところがあります。ただ、都市計画マスタープラン自体に、開発に対する規制などはしっかり入っていると思うのですが、先日、一般質問させていただいた放置された空き地はどうするのかについて、なかなか踏み込めない部分があります。そこについても、今後は増えるであろうというか、もう確実に増えるところを見越した取組を期待して、これは要望とさせていただきます。

3D都市モデルです。GISとの連携をいただいているということで、一定、評価できる部分があると思っています。以前はPDFで拡大すると、文字が潰れて分からへんみたいなものしかなかったのですが、そういうこともなくなってきたのかと考えています。その一方で、3D都市モデルは、国土交通省のプラトーとの連携があ

ると思うので、その活用事例、先進事例等があれば御紹介ください。

続いて14番目です。3号街区についてです。これは以前からずっと要望していたことが、やっとかなったのかと思っています。千里丘駅から岸辺駅までの道を歩いているときに、とにかくもう夏場は倒れそうになります。工事着手が今年度9月の予定だったと思うのですが、大分着工が遅れたところがあって、そこに関しては少し心配している部分もあります。しっかり計画どおりやっていただくようお願いいたします。要望とさせていただきます。

公園遊具補修事業です。C判定109基、D判定1基のうち、修繕が必要なものについて修繕したとお伺いしました。D判定とかなってきた場合、考え方として、限りある予算もあると思うのですが、ユニバーサル遊具を入れていただくような取組を、地域の人とお話ししながらやっていただきたいと思います。これも要望とさせていただきます。

特定空家についてです。令和5年度の状況として、改善したと。実際に今、更地になっているところだと思うのですが、ここを改善できたのは非常に成果があったのではないかと思います。ただ、以前から申し上げている、ことぶき商店街の中のところとか、そこだけぼつんと残ったまま開発されている状況が見受けられます。特定空家が今後増えていく可能性も大いにあるので、そこについてはしっかり見ながら、取組を進めていただきたいと要望させていただきます。

17番、震災対策推進事業です。これはもう要望とさせていただきます。関心が薄れてきたとのことで、9件中1件が対処済みです。しっかりと進めていただきたいと

と思いますが、一番怖いのが、いずれ来であろうと言われている南海トラフ巨大地震と、加えて上町断層帯地震です。この上町断層帯地震のほうが本市にとっては被害が大きいのではないかと言われておりますので、引き続き対処をお願いして、要望とさせていただきます。

18番目の狭隘道路です。狭隘道路については、制度自体の門戸を広くして、少しでも進めていただきたいたいという思いがあります。よくこの幅で対面通行できているなど思うところはたくさんあります。それに関しては、運転手同士のマナーで成り立っている部分があると思いますので、少しでもやっていただくようお願いいたします。これも要望とさせていただきます。

19番目、多世代同居・近居支援事業です。これは補正予算で増やしたと思うのですが、こういった取組は、今、嶋野市長が望まれている方向性でもあると思います。ここについては引き続き、どんどん取り組んでいただきたいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これも要望とさせていただきます。

20番目です。道路敷資料の電子化についてです。基本的にPDF化をしていたといったところで取組を聞かせていただきました。資料の電子化は、ある程度必要だと思いつつも、最終的に一番強い媒体は、矛盾していますけれども紙だったりするので、そこをどうするかです。

僕がシステム関係の会社で新入社員だった時の話で、レイドというシステムがあって、要はハードディスクに二重にデータを保存するものです。そのときにレイドを組んでいたハードディスクそのものが動かなくなって、全部データが消えてしまいました。今でこそソリッドになって、デ

ータとかクラウドになっていると思うのですが、データが消えたから、もう二度と見れないということがないようにだけ、注意をお願いしたいと思っています。これも要望とします。

それで、タブレットレンタル料については、理解いたしました。2回目の質問になりますけれども、このタブレットレンタル料自体、大阪府のデータベース使用料が大半を占めていたかと思っております。これは台数当たりとの認識でいいのでしょうか。これは簡単でいいので、御答弁をお願いします。

千里丘92号線についてです。これについては、昨年、資産活用課に質問したと思っています。歩道の修繕ということで、内容は理解いたしました。こういったところは、今まであまり境界がしっかりしていなかった部分もあったかと思っております。そういったところは今後、また取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。これは要望とします。

交通安全啓発です。大阪府自体、自転車の重大事故の発生率が一番多いというところで、そのうち9割がヘルメットを未着用であったと報道がありました。道を歩いているだけでも、最初はやらなきゃいけないみたいな感じで、ヘルメットをつけている人が多かったんですけど、だんだん少なくなっている傾向が見受けられる気があります。ヘルメット着用の周知について、同じ答えになるかもしれないですけども、もう一度、御答弁をお願いします。

違法駐車に関してです。先ほどの御答弁ですと、停車の場合でもドライバーの方にチラシを渡されているとお伺いしました。市内を歩き回っていると、グリーンベルトの上にトラックが止まっているとか、ドライバーがいるからなかなか手出しができ

ないというところもある。実際に目撃していますし、その写真を撮って、お見せしたかと思います。そういったところは、なかなか難しいのですが、倫理観の問題が絡んでくると思うので、グリーンベルトの上は、とにかく駐車させないという強い意思を持って、対処していただきたいと思っています。これも要望とさせていただきます。

交通安全について、ハンプ設置の基準をお伺いさせていただきました。ハンプ自体があると、速度抑制の効果はかなりあると私自身も思っています。ただし、ハンプはつけられるところが限られるのと、今回、つけた場所は、かなり狭隘な道路であると認識しています。クランク的なもので速度抑制ができないと承知はしています。

最近、結構気にしているところは、具体名を言っちゃいますけども、健都すこやかロードがずっと気になってます。信号がなく真っすぐな道なので、かなりスピードを出されている車が多く見受けられます。途中で横断歩道がありますが、停止しない。停止する人と停止しない人がはっきり分かれていますので、そこについても、一定配慮が必要ではないかと思っています。重大事故が起こる前に、何とかやっていただきたいと思っています。これも要望とさせていただきます。

26番目、反射鏡についてです。反射鏡設置基準については、摂津市の基準に基づいてとのことですが、今、道路交通法改正によって、11月から自転車自体がもうほぼ車と同じ扱いです。自動車に準ずる扱いを受けているということは、自転車同士の交錯する場所であるとか、そういったところをしっかりとやっていただきたいと考えております。特に見通しの悪いところ、お伝えしたかと思うのですが、そういったと

ころにおいては、一定数、配慮をお願いしたいと思います。これも要望とさせていただきます。

27番目です、正雀南千里丘線外2路線について、令和5年度の取組をお伺いしました。結局、広場計画自体はなくなったわけですが、今朝見ますと、歩道が拡幅されている部分と、まだ建物が建っていて拡幅されていない部分があります。方向性としては、この広場計画がなくなった段階で、快適な歩行者空間を創出するという方向性であったと私、記憶しています。

今日も、よくこれで事故が起こらないなというぐらい、駅前の五叉路は非常に危険なところがあります。危険な五叉路の解消に向けて、また取り組んでいただければと思っています。これも要望とさせていただきます。

以上でございます。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2回目の市たばこ税についての御質問に御答弁申し上げます。

市たばこ税が予算と決算でみると増加している傾向が強いとのことがお話ございました。近年、健康増進法等がございまして、健康志向の高まりもございまして、たばこの喫煙者自体が減っていくというトレンドであると考えておるところでございます。それであれば見積りの段階、つまり予算組みの段階では、それほど前年と比べて少ない見込みとなると思います。結果としてそれほど変わらない、前年度に比べると増えている状況も出てきております。なかなか税の見込みは難しいところが全般的にあると思っております。

次に、税負担者への合理的配慮の考え方でございます。健康増進法等の施行に伴っ

て、喫煙できる場所が少なくなって、分煙室ができたり、市としても望まない受動喫煙防止対策で、公共施設では禁煙としております。そういった市としての対策は取っていないといけないとは思いますが、市たばこ税は普通税でございますので、税負担者である方に対しては、何か合理的配慮での対応策は、考えにくいと思います。例えば分煙施設を造るであるとかございますけれども、今のところ市としての検討は行っていない状況でございます。

続きまして、質問番号3番目です。起債と償還金の考え方でございます。

令和2年度までは、元金償還額以内の市債発行ということで、市債発行の抑制を図っておりました。これは、以前に市債の発行を多額に行ったことで、その後、公債費の増加によりまして、本市が財政危機的な状況に陥ったこともございましたので、そういうことがないように、一定の規則的なものを敷きまして、元金償還額以内の市債発行を続けてまいりました。ただ、建設事業が増加してくるタイミングが、令和3年度から起こってきた部分で、元金償還金の支払いが減っていくタイミングが、ちょうど重なりました。元金償還額が落ちてきたところと、建設事業費が増加してくるタイミングが重なったので、現状としては市債発行額が元金償還額を上回る状況になっております。

建設事業費は今、着手したものがございますので、すぐには減らしていく状況にならないと考えております。ただ、市債発行を多額に続けると、以前のように公債費が多くなって、義務的な経費である人件費や扶助費といった経常的な経費も今後増えていく。そうなりますと、財政的な運営が苦しくなることもございます。将来の歳入

見込みと、歳出を見込んでいくことは考えていかなければならないと思っておりますので、その辺りは収支均衡を図ることを見据えながら、市債発行についても考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番の2回目で、旧別府公民館と市民活動支援センター売却の今後の見通しでございます。

旧別府公民館につきましては、生涯学習課で民地境界の調整を行ってございまして、一定、境界の調整が進んでいると聞いております。資産活用課に移管され次第、速やかに売却を行っていきたいと考えております。

もう一つ、市民活動支援センターにつきましては、公図の訂正が必要でございまして、手続きが難航しております。もう少し時間がかかると見込んでおります。

続きまして、質問番号6番の2回目、事後保全事業の発生率増加の要因でございます。

事後保全につきましては、壊れたり不具合が発生した場合に修繕するものでございます。対して、壊れたり不具合が発生する前に修繕するのが予防保全でございます。我々といたしましては、予防保全に転換していきたいのですが、多くの施設で老朽化しており、事後保全の事象が多くなっております。予算の兼ね合いであったり、マンパワーの問題であったり、なかなか難しい課題もありますけれども、修繕の優先度判定を行い、予算化につなげて、施設の修繕の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番、犯罪発生件数が目標と乖離している件につきまして、御答弁申し上げます。

犯罪の発生防止につきましては、摂津市役所だけではなくて、摂津警察署、防犯協会、それから職域防犯協会、そして地域住民の皆様方と一丸になって推し進めていかなければならないものであると考えます。

委員がおっしゃいますように、摂津市行政経営戦略に掲げております指標につきましては、令和7年度の目標値といたしまして、犯罪発生件数を460件としておりまして、目標達成にはさらなる取組が必要な状況ではございます。

摂津市内の犯罪発生件数は、直近の10年間で見ますと確実に減少傾向にございまして、件数だけでいいますと、まだまだ予断は許さないものの、現在は10年前の半分以下になっております。減少している理由には様々なものがありまして、摂津警察署、防犯協会、職域防犯協会の御尽力によるところはもちろんでございますけれども、そのほか市内の各所に防犯カメラが多数あることによりまして、犯罪の抑止効果が年々大きく働いていることや、LED防犯灯の増加によりまして、夜間の視認性が確実にアップしていることによる治安の向上といったものも、その大きな理由の一つであると分析いたしております。

また、令和3年度及び令和4年度に、摂津市内の犯罪発生件数が急に減少しておりますのは、新型コロナウイルス感染症の拡大によります社会経済活動の縮小によるものであると言われております。令和5年度に増加に転じているのは、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなって増加したというよりも、元の水準に戻ったと考

えるのが妥当であると見ております。市といたしましては、防犯カメラと防犯灯の整備による犯罪の抑止効果は、極めて大きなものであると認識をしておりますので、引き続き犯罪のないまちを目指しまして、整備を行ってまいりたいと考えております。

それから、質問番号8番、民間施設の協定先への避難の在り方に対する御質問に御答弁申し上げます。

市では、災害時に備えて民間の事業所などと、避難所や緊急避難場所としての使用に関する協定を多数締結させていただいております。ただし、民間施設との協定につきましては、一定期間、避難生活を送ることができる避難所としてではなく、緊急避難場所としての使用に関するものが主なものでございます。民間の事業所は、事業の継続性を優先する必要がございますので、地域の避難者を一時的に受け入れることは可能であったとしても、一定期間、避難者に生活をしていただく避難所としてのスペースを継続的に提供するのとは、そもそも難しいといった事情があると考えます。

令和6年度、茨木市域の物流事業者である日本GLP株式会社様、茨木市と三者協定を締結いたしました。これも水害時の一時緊急避難を想定したものでございまして、避難生活を送ることができる避難所としての機能を想定したものではありません。また、大阪府立摂津支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校につきましては、地元自治会からの要望もございまして、現在の水害時の緊急避難場所に加えて、地震時の避難所指定もできるかどうかの確認を、大阪府及び当該学校と行っているところでございます。

以上です。

○野口博委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 質問番号10番についてでございます。

全庁的な拡大に向けての取組につきましては、定期的な周知を行いまして、利用機会の拡大を図ってまいります。また、音声の変換精度の品質を上げることで、文字起こし後の業務効率の向上及び利用拡大につながると考えておりますので、高性能な録音機器についても、今後検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、各課が主体的に業務改善、業務改革をしていくDXのマインドについて、研修を通じまして全庁的に広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤井課長。

○藤井都市計画課長 それでは、質問番号13番、3D都市モデル活用事業の全国の先進事例についての御質問に、答弁申し上げます。

全国で都市計画、まちづくり、防災等の観点で3D都市モデルを活用されています。国土交通省のホームページにおいても、都市計画、まちづくりの観点では、景観まちづくりの分野において、景観政策の立案や景観計画の策定における活用が図られており、また防災の観点では、3D都市モデルを活用した延焼シミュレーションの開発等が進められているところでございます。

今後については、これら先進事例の動向を注視するとともに、先ほども述べさせていただきました現在実施しておりますGISを用いての都市計画情報の公開が、サービスの向上を図ることができていると考えている中で、近年の技術革新により、様々なGISの公開システムソフトが開

発されていることから、これらの検証も行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 21番目の2回目のお問いに対してお答えいたします。

大阪府データベースシステム使用料は、タブレット台数当たりの算定かとのお問い合わせであったかと思えます。結論といたしましては、タブレット台数当たりの算定ではございません。データベース運用に係るサーバー利用料、システム保守費用の本市負担分でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 23番目の自転車用ヘルメット着用に係る周知の取組についての御質問にお答えさせていただきます。

法施行直前の令和5年3月27日に、摂津警察署と街頭キャンペーンを実施しまして、ヘルメットの着用の啓発をはじめとする交通ルールの遵守を呼びかけております。法施行後の取組としては、令和5年4月1日及び2日の桜まつり、これは明和池公園で実施しましたが、その際に道路交通課や摂津警察署と合同でブースを用意して、自転車用ヘルメットの展示やチラシを配架しております。また、春、秋の全国交通安全運動中の街頭キャンペーンや高齢者交通安全大会、全国交通安全運動期間前の市内6か所で実施する運転者講習会などの機会を捉え、改正道路交通法、自転車用ヘルメット着用の努力義務化に関するチラシや、自転車の交通ルールを学べるDVDを活用した周知・啓発を行ったところでございます。

そのほかにも、市職員自ら範を示すため、市職員の公用自転車乗車用のヘルメット

を購入するとともに、通勤時での着用に向け、職員への周知、通知を実施してまいりました。

その法改正に伴いまして、自転車安全利用五則の改正も行っておりまして、子供はヘルメット着用としておりましたが、子供という文言が抜けまして、ヘルメット着用となっております。このことから、自転車を利用する全ての方が対象となっておりますので、今後も機会を捉えて啓発活動、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

1時再開をお願いいたします。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口博委員長 再開します。

引き続き質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

3回目に移らせていただきます。

1番、市たばこ税に関してです。

これも最後、要望とさせていただきます。増収している分においては、還元するべきところではないかと思っております。私、月2回、千里丘駅前の清掃活動をやっていますけど、一番多いのが吸い殻です。吸い殻が圧倒的に多い理由は、分煙がしっかりできていないからだと思っています。分煙をしっかりとすることによってそういった吸い殻のごみ自体が減ると考えています。ですので、そこは一定考えていただきたいと申し上げてこの質問は終わりにいたします。

続いて3番、市債発行額についてです。

遡って見てみますと、令和元年度に市債発行残高が178億円だったんです。それが令和5年度末では209億円と、30億

円起債残高が積み上がっています。

この経緯を見ていくと、徐々に積み上がっているのですが、この人口減少社会の中で税収の増収が見込めない以上、今後、償還額を上回る起債をし続けることが果たして財政にとってどういうインパクトで、どういう意味合いを持たせるのかというところで考えてみますと、歳出削減ありで起債も抑えていくことをしっかりやらなきゃいけないと思っています。そこについて、もう一度だけ御答弁いただければと思います。

続きまして、5番、境界調整等々あったと思います。これは指摘させていただきますけども、そういった境界調整とか、そういった見込みがないものを予算化することはいかがなものかと思っておりますので、見通しとか、はっきりさせてから予算化をしていただきたいと思っております。これは指摘事項として、終わらせていただきます。

続きまして、6番、ファシリティマネジメントに関してです。

ファシリティマネジメントとして、先ほどもありましたけど、施設の再編というキーワードも上がりました。人口減少時代の公共施設の在り方について論じる必要があるのではないかと思ひまして、その考え方について方向性があるのであれば示していただきたいと思ひます。

防犯カメラについてです。

犯罪認知件数については、一時に比べれば減ったとのこと。犯罪認知件数のうち10年前に一番多かった犯罪は、報道で見ている限り自転車の盗難だったと思ひます。自転車の盗難は相当多かったと認識しています。ただ、防犯カメラの威力というか、効果があつて、徐々に抑制効果が出ていると思ひます。

私、安まちメールを登録しているんですけど、特殊詐欺の注意の呼びかけが毎日のように入ってきます。特殊詐欺の通知も認知件数として上がってきているのかどうかを知りたいので、分かれば教えてください。

8 番目です。

避難の在り方について教えていただきました。あくまで緊急避難場所という位置づけです。では、その緊急避難場所など、いろんな避難場所が想定されると思うのですが、周知方法についてお伺いします。

続いて、10 番です。

DXのマインドというところで、それがキーワードなのかと思います。先般の衆院選で僕も動画をつくったりとかしたんですけど、今はもうAIの技術がすごい発達しているので、かなりの精度で文字起こしができます。その文字起こしをして誤字とか誤植を訂正していくところを目で確認していく、それを習慣づけるしかないかと思います。文章を打つときにローマ字入力、仮名文字入力かで仮名文字入力される方は少ないと思います。裁判所では仮名文字入力をします。圧倒的に早いからです。ですけれども、基本的に皆さんローマ字入力をされると思います。ローマ字入力をするイコールロスが発生していることにもなるので、音を聞いて人力でやるのはもう時代的錯誤でナンセンスです。AIでの文字起こしをルール化して徹底していただくように要望とさせていただきます。お願いします。

続きまして、3D都市モデルです。

活用事例を出していただきましたけども、基本的にこの3D都市モデルの中にデジタルツインという概念が入っています。デジタルツインプラットフォーム自体が

3D空間と現実世界の重ね合わせ、相互にリンクしているところが肝になってきます。ただ、現実のものを3Dとか、デジタルに落とし込んだというだけではデジタルツインにならないんです。これも活用にはAIが肝になってくるので、しっかり概念を理解していただいて、なかなか予算がつきづらい部分だと思いますが、研究していただいて、進めていただきたいと思いません。要望に終わらせていただきます。

続きまして、交通安全啓発です。ヘルメット着用の周知で、これは最後要望にさせていただきます。努力義務の部分について、今後は罰金が伴う罰則になっていくと思います。いまだに周知されていない部分があって、右側通行したりとか、両耳にイヤホンをしている人はすごく多いです。今朝、駅前で立っているだけでも、警察だっただのぐらい罰金を取れるのかと思いつつ見ていたんですけど、すごい額が取れるぐらい違反が多いです。ですので、今後は罰金の対象になるというところはしっかり周知していただいて、皆さんの安全を守っていただくことに努めていただきたいと思いません。要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号3番、今後、市債発行について歳入が減っていく中で歳出削減も必要かと思うけれども、その考え方との御質問でございました。

おっしゃるとおりで、この先は生産年齢人口も減っていくという予測が出ております中、税収も当然減っていくということを考えれば歳入が少なくなっていく中で、それに見合う歳出の予算を組んでいかなければならないことは必然であると思っております。

ただし、その中でも建設事業、投資的な経費が全くゼロというわけにはいかないと思っております。その財源として市債の発行がございます。ただ、市債の発行を多発することで、後年度の市民への負担が過大になってはいけないと思います。市の財産を等しく後年度の方も費用負担していただくという目的も市債発行にはございます。ただ、それを過大にしていくとなると財政が逼迫してしまうところがございますので、もちろんバランスを見ながら予算を組んでいかなければならないと思っております。これからどうしていくかでありますが、中期財政見通しでは建設事業費等が多額になっていく見通しを組んでおりますけれども、歳入を見て、事業の取捨選択をいよいよしていかなければならない段階かと思っております。取捨選択と平準化を早急に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、公共施設等総合管理計画の考え方の質問だと思っております。

これから人口減少が予測される中、また、社会保障関係経費の増大、これによって厳しい財政状況が予測される中で、サービス提供を行うための公共施設等を適正に維持して、高質な公共サービスを継続的に提供していくことが重要であります。こうした場合、再編ということは考えていかななくてはならないと思っております。そのためには、まず今の施設の評価、ハード面がどうなのか、ソフト面ではどうなのか、こういった評価をしっかりと、その評価に基づいて今後の方針を立てていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番の犯罪発生件数の内訳に関するお問い合わせでございます。

手元に内訳のデータを持ち合わせておりませんが、確かに犯罪発生件数のうち主なものといましては、おっしゃいますように、窃盗犯とあと特殊詐欺が多いと聞いております。

窃盗犯は自転車そのものを盗むというよりも、昨今では電動アシスト付自転車のバッテリーの窃盗が多いと聞いております。

あと特殊詐欺につきましては、SNS型投資詐欺と言われるものでありますとか、恋愛感情を盾にロマンス型の詐欺もあるようでございます。特徴としては主犯格の少人数のグループが大勢の弱者に対して一斉に犯罪行為を行うというものでございますので、摂津警察署で鋭意主犯格の捜索をいたしまして、検挙に結びつけるよう、全力を挙げて捜査していただいている状況でございます。

質問番号8番、避難所等の情報提供の在り方、周知方法の考えについての御質問に御答弁申し上げます。

避難所や緊急避難場所の情報につきましては、市のホームページで確認することもできますが、それだけでは全然足りていないと考えております。令和6年度から当該施設に掲示する看板の更新に着手しておりまして、地震、水害などの災害種別ごとに避難所としての指定の有無、それから、緊急避難所としての指定の有無が分かりやすい看板へと順次更新してまいります。

新しい看板は視覚に訴えるものへとデザインを変更するとともに、避難所と緊急

避難場所の違い、その言葉の違いを理解いただけるよう説明する文言を追加させていただきます。

また、令和6年度中に更新を予定しております水害対応ガイドブックにも市内の水害時の避難所及び緊急避難所の情報を掲載して、全戸配布をする予定をしております。間もなく全戸配布される広報せつつ12月号では地震特集記事を予定しておりますが、その中で地震時の避難所及び緊急避難場所の情報も掲載して周知を図っていく予定としております。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

最後、全部要望です。

まず、市債発行額についてです。

考え方の方向性として、一致はしていると思います。ただ、歳出削減については平準化とか以外にも効率化、何よりもこの限られたリソースを最大限に生かすことを念頭に、先ほどの情報政策課でもありましたけども、AIの活用であるとか、そういったことも徹底してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移りまして、FMについてです。

どうしても局面として面的整備というよりは拠点型の整備にならざるを得ないのかということも一定考え得るポイントなのかと思っています。市内各所に集会所や施設がありますが、そういったところを常に使っているわけではない部分が多かったりするので、そういったところを精査していただいて集約していただくという考え方も取り入れつつやらないといけないのかと思っています。相当老朽化している建物がありますので、それも一つの精

査としてやっていただきたい。ここはもう断行するべきところは断行するという覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、防犯カメラです。

防犯カメラについては、僕も月に1回ぐらいは芸能人からメールが届きます、という詐欺です。何かそういう詐欺が多いと思って、それに引っかかる方は一定数おられる。そういう特殊詐欺に関しては、リストが出回っているそうです。A、B、C、Dとランクづけされています。1回引っかかった人はもう一回引っかかるということでリストの上位に入っている、そういうリストが出回っているそうです。ですので、1回かかった方が2回目かからないかというところではないんです。だから、そういうところを抑止していただくのも一つの観点かと思っておりますので、それはまた警察とも情報共有していただいて、取り組んでいただけたらと要望とさせていただきます。

最後、防災対策事業です。市内を歩き回っていると防災協力農地などの看板が見受けられたりします。これはもう大阪府全般に言えることなんですけども、ピクトサインがかなり少ないです。東京都へ行ったらピクトサインがすごく多くて、この色をたどっていったらこの線に乗れるという仕組みが出来上がっています。大阪府はそれがまだで、初見で外国の方が梅田の地下街を踏破できるかといったら、今の状態では絶対できないです。ピクトサインは非常にユニバーサルな形でやっていく、すごく大事な観点だと思いますので、それをぜひ推し進めていただきたいと思います。これも要望とさせていただきます。

私は以上です。

○野口博委員長 塚本委員の質問は終わりました。

続いて、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 総務建設常任委員としては数年ぶりになりますが、よろしくお願ひします。

1番目、財政全般でお聞きします。

令和5年度、これまで猛威を振るっていた新型コロナが5月で5類に位置づけられました。変わらして物価高が逆に猛威を振るってきた。コロナ対策から物価高対策へと切り替わっていく中で、所得の向上が社会的問題となりまして、政府も賃上げに奔走するのを始めた年度でした。

そういう中で、国は地方交付税計画を前年の1.7%増と決めたのと、一方で、臨時財政対策債の計画は前年の4.4%削減、つまり大幅に抑制する、そんな年でした。

そのような中で、本市は千里丘駅西地区再開発事業とか、阪急京都線連続立体交差事業などの大型事業が本格的に動き出しました。そういう戦略的な予算との位置づけで進められた、そんな予算となりました。このことは共有をさせていただきましたけれども、そのような中で、令和5年度の決算は、実質収支としては5億9,880万8,069円の黒字となりました。また、経常収支比率も98.5%、昨年度よりも悪化したということでございます。令和5年度の世相も合わせた取組として、担当課としてはどういう評価をされているのかをまず聞いておきます。

それから、2番目ですが、郵送事業についてです。決算概要48ページになります。郵送事業について、通信運搬費では3,228万7,766円となっています。

まず、主な内訳について、御答弁をお願いします。

3番目、市立集会所管理事業です。

決算概要48ページ、修繕費585万3,056円となっています。令和5年度での実績について御答弁ください。

4番目、ESCOサービス料です。

同じく決算概要50ページ、庁舎管理事業のESCOサービス料について5,268万8,130円となっています。摂津市の市庁舎でこれは6年ほど前から実施をしていると思いますけれども、令和5年度の検証についてはどうであったのかを聞いておきます。

5番目、DX推進事業についてです。

同じく決算概要54ページ、DX推進事業について、事務報告書に令和5年度について何項目か記載があります。その中でも、担当課として進められたというものがあればお答えください。

6番目、FM推進事業です。

同じく決算概要50ページです。施設所管課を対象にと、先ほども答弁がありました。施設マネジメント研修を開催して、点検手法や留意点、それからFMポータルサイトの操作説明を行うとともに、施設点検の実施研修を行ったと書かれています。そして、令和6年度の施設点検結果に基づいて、37施設のうちC判定は49件、D判定が11件となったとのこと。その修繕優先度判定を実施して、27件を修繕するとともに11件の令和6年度予算を確保したと書いていますこの中身について、具体的に令和5年度はどうだったのか、御答弁ください。

7番目、防犯カメラ設置事業です。

これも先ほど御答弁がありました。決算概要54ページの防犯カメラ設置事業については、防犯カメラを令和5年度では20台増設して、5台を更新して、全体で1

55台という体制で安全・安心なまちづくりを推進したということでございます。

その中で、ほとんどこれを開示するのは警察からの要望によるもので、事件捜査のために282件の画像閲覧の照会に対応したと。こういったことも踏まえて、この155台体制で費用もかなりかけてやっていますが、費用対効果について担当課としてどのように評価をされているのかについて、1回目にお聞きします。

次、8番目に交通安全啓発事業です。

先ほども答弁がありましたけれども、まず、決算概要114ページの交通安全啓発事業について、令和5年度での取組の中で、特筆すべき、つまりこれをやったぞというのがあればまずお答えください。

9番目、公共交通確保事業で、これは自転車対策についてです。

決算概要では116ページに載っていますが、公共交通確保維持事業で、産官学連携によるシェアサイクル実証実験の2年目となりました。利用回数は、令和5年4月に1,303回であったものが、令和6年3月では2,329回となりましたとの報告が上がっています。市としてどのように評価をされているか、お聞きします。

10番目、公共交通確保維持事業で、同じく今度は地域公共交通計画の策定についてです。これは現在進行中でございますが、決算概要116ページで、まずこの地域公共交通計画策定委託料として501万6,000円が上がっています。令和5年度での取組について御答弁をお願いします。

次に、11番目、都市再生地籍調査事業です。

決算概要118ページです。都市再生地籍調査（街区境界調査）事業です。この事

業は418万円の決算ですけれども、令和5年度では、鶴野1丁目の一部及び2丁目の一部、0.029平方キロメートルと、新在家2丁目の一部で0.026平方キロメートルを実施されています。

これまで比較的、先進的に取り組まれてきていると私も認識をしていますが、本市は面積比的にどれぐらいこの令和5年度で実施が達成されたことになるのかについて、まず聞いておきます。

12番目、市内環境維持事業です。

同じく決算概要118ページ、市内環境維持業務委託料として2,925万3,400円の決算となっています。委託内容は、事務報告書に記載がありますけれども、一級河川安威川外1河川草刈業務委託297万円とありますが、工期が令和5年12月5日から令和6年の1月31日となっています。ほとんど草が生える時期ではないのですが、なぜこの時期になっているのかについて説明をお願いします。

13番目、駅前広場施設管理事業です。

同じく決算概要118ページで、これは私どもも随分要望してきて、千里丘駅西口だけではなくて東口も大規模改修をして、同じようにしてくださいという要望をしてきました。令和5年度、令和6年度の2か年事業として進められていまして、大半は令和6年度に繰り越されています。まず、令和5年度についての実績を御答弁ください。

次に、14番目、千里丘92号線道路管理事業です。

先ほども答弁がありました。決算概要118ページに載っていますが、この千里丘92号線はちょうど隣の吹田市が築造した道路が出来上がったことによって並行して走っている芦森工業の横の道路です。

これも要らなくなったということでもまず廃道された。それで、府道の入り口のところがまだ開いたままになっていたということで、府道の改修をされるのを私は見ていました。今年の初め頃、2月ぐらいにやってはりましたが、府道の改修をされたので、本当は千里丘92号線ではなくて府道の改修工事だったと思います。それはいろいろ事情があって摂津市がお金を出してやるということになったんです。これはいろいろケースがあって、府道を触る場合は、府道は府がお金を出す場合もありますし、今回は市の都合でやるので府ではなくて市がやったということになると思います。廃道は先にされていて、令和4年度で実は芦森工業に売却済みであったということで認識しております。芦森工業に売る前にガス管の入替えをやったのですが、ガス管の入替工事、令和3年度ぐらいにやっているといます。廃道になることが分かっているのにガス管の入替えをやって、ガスは入れ替えた後に、また歩道を全部きれいにやり直していました。その後、廃道になって芦森工業に売りました。令和4年度のやり取りになって申し訳ないんですけど、そのてんまつが分かれば、どういうことだったのかについて、何で大阪ガスをここに入れたのか、向こう側に回したらよかったのにと私は思うわけですけども、分かれば教えてください。

15番目、千里丘東54号線道路改良事業についてです。

決算概要120ページになりますが、千里丘東54号線道路改良事業で1,229万4,700円の決算になっています。これは執行率が64%です。随分節約されたようですが、なぜこのように執行率を低くできたのかについて、御答弁ください。

16番目、千里丘三島線道路改良工事です。

同じく決算概要120ページです。いよいよこの千里丘三島線改良工事が完成に近づいてまいりました。ところが一部でぼこっと出たところは合意ができなくて残った感があるわけでございます。この辺のてんまつ、信号のところまでできっちりできなかったことについて、御答弁ください。

それから、もう一つは、三島まちかど広場から三島2丁目交差点までの西側における歩道整備についても基本設計をされています。これも前々から要望していました、畑とか駐車場があって、歩道も狭いですから、できやすいところから先にやるべきと言っておりましたが、その中身について併せて御答弁をお願いします。

次、17番目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業についてです。

これも先ほど質問がありまして、答弁がありました。総合的に判断をして白紙撤回しましたということです。

だけでも、市長も変わられて新体制になる中で、これを逃したら恐らく駅前広場に改良することは二度とできないと思うので、ここはもう一回再挑戦があってもいいのではないかと思います。

全然関係ないんですけど、先日、大阪都構想3度目の再挑戦と報道がありました。駅前広場は2度目やから、もう一回再挑戦することがあってもいいと思いますが、その辺のお考えを聞かせてください。

それから、道路拡幅については継続して、道路用地の拡幅をしていくということでございます。令和5年度時点の用地の現状、どれほど確保できたかの交渉の中身について、併せて御答弁ください。

次に、18番目の特定空家対策事務事業

についてです。

これも先ほど質問があり、令和5年度の実績は分かりました。空家法に基づく助言等を19件実施し、そのうち9件が改善されたとのことで、非常に頑張っていたということは評価したいと思っています。

この中で、特定空家等の3件に命令措置を実施して、所有権改善の指導も繰り返すことで特定空家の除去に至ったということでございます。

なかなか大変な取組をしていただいている、粘り強い取組をしていると思うのですが、所有者不明問題では、相続登記義務化の法改正が実施されたことから動向を注視していく必要があるとされています。これは法律が変わっていく中で、さらに対応はしやすくなっていくかもしれないと思うのですが、どういうことかを説明ください。

次に、19番、多世代同居・近居支援事業です。

これも先ほど答弁がありましたので、その中身は分かりました。令和5年度では補助実績で住宅取得は38件、転居は20件、住宅リフォーム助成は4件ということでした。

年度途中で予算が足らなくなって補正を組んだと、これは私も認識しているのですが、令和5年度を取組について、補正を組んでまでやらなあかんのはええことやと思いました。担当課として令和5年度についてどのように評価されているかについて、聞いておきます。

20番、震災対策推進事業についてです。

決算概要122ページで、震災対策推進事業について、令和5年度での実績、また、市内で建て替えも踏まえて耐震率はどんどん上がってきていると思うので、耐震率

はどれぐらいまで伸びているかについても併せて御答弁ください。

21番、狹隘道路整備事業です。

これも先ほど御質問がありまして、このときは私も本委員会におりましたので、そのてんまつをよく覚えています。私はこの狹隘道路整備事業について、できたときから期待して、毎回質問する中で、水も漏らさず対応してくださいと、とにかく全ての対象の道路を拡幅していくんだという強い意志を持ってやってくださいと何度も何度もお願いをしてきました。先ほど御答弁があったように、3年前だったと思いますが、場所を重点化して、方向性を変えられました。その後、先ほど答弁があったように、令和5年度では狹隘道路は1件も補助がなかったということです。そういう中身も含めて狹隘道路協議は42件あったそうですけども、そのうち助成対象はなかったけども拡幅としてはやっている。建築面積から敷地面積を引かなあかんということがありますが、移管しなかったら敷地面積に含めておいていいというのがあります。その辺のことで、当然小さい敷地だったら道路だけはちゃんとやりますというのもあると思うので、その辺の実際の実態を教えてください。

次に、22番目の公園維持管理事業です。

決算概要126ページで、3号街区の整備工事、実施設計については先ほども質問がありまして、土地区画整理事業の費用で一部余剰が出ている費用を使ってやろうということで進んでいっていると思うので、これは結構です。

もう一つは、公園魅力向上実証実験をされています。これは明和池公園で50万円の委託料でイベントをいろいろされる中で、公園の魅力をどんどん向上していくと

ということですが、その委託の中身はどうであったのかと、いろいろ波及効果もあっただろうと思います。他の公園で市民団体が初めてやったようなお祭りもあったりとか、あと市の南部地域でも1回やられたりとかありました。全体的な波及も踏まえて、この公園魅力向上実証実験がどうであったのかについて聞いておきます。

それから、23番目、市営住宅管理事業です。

決算概要128ページになります。市営住宅管理事業について、まず指定管理についてですけど、令和5年度での実績について概略を教えてください。

24番、防災対策事業について、これは市民用避難所運用マニュアルのことについてでございますが、決算概要134ページになります。

この防災対策事業の中で、市民用避難所運営マニュアルについて、令和5年度での取組の概略を教えてください。

次に、25番目、今度は個別避難計画の策定です。この個別避難計画策定も国から下りてきている重要な取組の一つになりますけれども、その取組もいろいろやられていました。令和5年度の取組について御答弁をお願いしたいと思います。

それから、26番目については、同じく先ほどの防災対策事業の中で、防災人材の育成についてで、防災士の受験の推進を、補助を出してやっているんですけども、職員は5人が受けてくれはったということです。なかなか市民のほうに厳しいように聞いていますが、令和5年度での実績についてお願いしたいと思います。

最後になりますが、27番目、マイタイムライン、これを普及されています。広報せつつにもマイタイムラインのことを載

せていただいております。水害避難については遠方避難ということのマイタイムラインを普及していくということになっていきますけれども、令和5年度での普及はどうであったのかについてお聞きします。

それから、これは意見だけ言っておきますけども、まず、先ほど質問でありましたブロック塀の補助の件です。ブロック塀は、例えば私道、つまり道路の形態をしているんですけども市が認定している道ではない、要するに底地が個人になっていたり、大阪府の位置指定道路などで、ここに面しているところは対象外です。これは道路ではないかと言っても、いや、それは道路と違うんですと、これは私道やから対象外ですよと言われることが、よくあります。これを何とか私道であっても同じように人が通れば危ないことになるので、補助したほうがええと、随分言ってきましたけど、それは駄目だということになっています。これを改善しないとなかなか進まないということを指摘しておきたいと思います。

それから、もう一つ、先ほどの土地売却収入の中で、別府公民館の跡地を売却に入れていたけども、敷地の境界がはっきりまだ画定できていないので実施できなかったという話がありました。これはもう何年もかかっています。私が知っている中ではもう全部画定できていたはずなんですけども、どうも間違っていて、もう1回やり直さなアカンことになったと聞いています。これはもう質問しませんけども、そういうことにならないように、しっかり一つ一つの仕事に対して正確にやっていくことが必要だと思いますので、これは指摘しておきます。質問ではありません。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号1番、財政

全般についての御質問に御答弁申し上げます。

令和5年度の決算についての評価ということでもございました。

令和5年度につきましては、それまでのコロナ対策等についていろいろと対策を講じていた中で、コロナをようやく乗り越えた年度であったかと思っております。企業の収益も改善を見せてきた中ではございましたが、物価高騰という問題が出てきた年でもございました。ここの部分についても対応が必要になった年であったかと思っております。

そんな中で、令和5年度は令和4年度に引き続きまして、財政調整基金を取り崩すという財政運営になりました。公共施設整備基金も取崩しをして、合わせて約14億4,000万円の繰入金をして5億9,880万円ほどの黒字の確保に至ったところでございます。

取崩しの部分と実質黒字の部分とを差引きますと、実質的には8億円余りの収支不足であったのかと思っております。

こういった収支不足が生じるということは、収支の均衡が図れていない状況でございます。前年度に引き続いた状態と思っております。

経常収支比率のお話もございましたが、こちらも悪化して98.5%となり、経常的な収入で経常的な支出を賄うことがやっとできている、財政の硬直化が進んでいると見ております。

こういった状況は続いていくと財政運営にも支障を来すと考えておりますので、今後改善を図っていく必要があると思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 二つ目の御質問でございます。

郵送事業の通信運搬費でございます。

3,228万7,766円で、主な内訳でございますが、こちらは各課の郵便物の支払いとなっております。

例えば、生活保護の関係ですとか、国民健康保険の関係、介護保険の関係、あとは税の関係が発送物として多くございます。これらの福祉や税を合わせると全体の7割を超えてくるということになっております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号3番、市立集会所管理事業の修繕料に係る令和5年度の実績でございます。

市としても定期的に集会所を点検、巡回しているんですけれども、修繕の多くは管理者から連絡があって、修繕を行っているところです。

令和5年度といたしましても、大小様々な修繕を行っております。施設数としては20施設、件数としましては25件で、金額としましては585万3,056円となっております。

続きまして、質問番号4、ESCOサービス料についてでございます。

令和5年度の効果検証結果でございますけれども、1次エネルギーの削減量につきましては達成率108.9%、削減金額の達成率が109.9%でございます。ともに目標が達成されております。

以上でございます。

○野口博委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 質問番号5番についてでございます。

事務報告書に記載しております令和5

年度の行政手続等に係るオンライン化の状況につきましては、令和4年度と比較させていただきますと、犬の登録申請、死亡届の手続が新たに増えております。

また、令和4年度の事務報告書に記載しておりました入札参加資格審査申請等の手続は2年ごとの実施となっておりますので、令和5年度の事務報告書には記載しておりません。

なお、各項目の件数、オンライン割合についての大きな変化はございません。

これからもオンライン手続の項目や総件数は各課の年度ごとのイベント等によって変化をしております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号6番、FM推進事業で令和6年度の修繕実績、それから、令和6年度に予算化されたものという質問だったと思います。

令和5年度実施したものといたしまして、コミュニティプラザの外壁改修であるとか、温水プールの屋上防水工事、これら27件を実施しております。

令和6年度に予算化できたものといたしましては、鳥飼書庫の解体設計であるとか、片田ハウスの解体設計、それから市民図書館の外壁工事など11件となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番、防犯カメラ設置事業に係る費用対効果の御質問に御答弁いたします。

防犯カメラの設置に関する費用対効果といたしましては、防犯カメラの設置が犯罪の発生率の低下に直接結びつくものではないだけに、効果測定は大変難しいもの

でございます。ただ、24時間防犯カメラの目が光っていることによる犯罪の抑止効果は計り知れないものがあると思っております。

今日、交通事故の状況証拠として、ドライブレコーダーの映像を提供することがもはや当たり前になりつつありますように、防犯カメラの映像につきましても、犯罪の抑止はもちろんのこと、事件、事故の際にはその捜査になくてはならないものであります。

市民の安全・安心を確保する方策には様々な分野で様々なものがあると思えますけれども、防犯カメラにつきまして、防犯カメラがある場所においては凶悪な犯罪は発生しにくいと誰もがそのように思っているのではないのでしょうか。費用対効果については極めて高いと評価しております。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 8番目の交通安全啓発事業、令和5年度の取組で特筆すべきものについての御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度におきましても例年どおり、引き続き交通安全推進員による市内各地での交通安全啓発活動や、交通安全運動期間中における啓発キャンペーン、あるいは運転免許証自主返納者への反射材付きジャンパーの配布を行っております。

特筆すべき取組等としましては、令和5年4月1日、改正道路交通法の施行により、先ほど塚本委員の御答弁と重なりますが、全年齢、自転車を利用する全ての方が自転車用ヘルメットの努力義務化の対象となったことを受け、65歳以上の市内在住の運転免許証自主返納者に限り、自転車用ヘルメットを限定100個配布して、法改正

の周知と着用の啓発を行った取組でございます。

続きまして、9番目のシェアサイクルに伴う市の評価についての御質問にお答えいたします。

本市では令和2年3月に策定しました摂津市自転車活用推進計画や、摂津市地域公共交通協議会における移動手段の確保の観点から、自転車の活用を推進しているところでございます。

シェアサイクルは好きな場所とタイミングで自転車の貸出しや返却ができる、比較的短時間での利用に適している移動手段であります。

これまで令和4年4月の実証実験開始から、ポートの増設や近隣市での実証実験の開始などの取組により利用回数が順調に伸びているところからも、市が推進する自転車の活用に大きく寄与しているものと考えております。

続きまして、10番目の地域公共交通計画策定について、令和5年度での取組の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度は地域公共交通計画策定委託において、地域公共交通協議会の立ち上げに向け、市内バス事業者をはじめ、大学、学識経験者との調整や、法令により必要となる構成員が立ち上げ要件の整理、分科会の設置方針など、専門的な助言による支援業務を実施いたしました。

その結果、令和6年2月26日、摂津市地域公共交通協議会を立ち上げ、同日に第1回協議会と分科会を開催いたしました。

取組については以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、11番目の問いの都市再生地籍調査(街区境界調査)事業の業務委託料に係る令和5年度の取

組、それから市内における面積比の実施率とのお問い合わせでございます。

令和5年度におきましては、新在家2丁目の一部、0.026平方キロメートル、ヘクタールに直しますと2.6ヘクタールでございます。こちらにつきまして令和4年度に現地調査、境界測量等を行わせていただいた分の面積測定と閲覧等を行わせていただいております。

鶴野1丁目、2丁目の各一部0.029平方キロメートルですが、こちらもヘクタールに直しますと2.9ヘクタールでございます。こちらは現地調査、境界測量等を行わせていただいております。

この調査自体が主要な道路で囲まれた街区におきまして、公有地と私有地の官民境界、それとその線上にございます民の筆界点、これを明確にさせていただく内容でございます。

進捗率といたしましては、令和5年度末で7.2%、面積でいいますと0.95平方キロメートルで、ヘクタールに直しますと9.5ヘクタールでございます。

続きまして、質問番号12番、市内環境維持事業の業務委託料のうち、令和5年度の一級河川安威川外1河川草刈業務委託の実施時期についてのお問い合わせでございます。

こちらにつきましては、実施時期が事務報告書に記載のとおりでございますが、令和5年12月5日から令和6年の1月31日にかけて、機械除草で1万9619.4平方メートル、こちらは対象区域といたしまして4か所ございまして、1か所目が安威川でございます。こちらは11月下旬から12月中旬、2か所目が山田川でございます。こちらは12月下旬、3点目が正雀川分水路、こちらは1月上旬でござい

す。最後に、4番目が東別府の神安水路沿いでございますが、こちらは12月下旬でございます。

この実施時期でございますが、先立ちまして一級河川大正川外3河川草刈業務委託が大阪府からの受託で委託しているものがございます。こちらが先行しておりますので、大正川、境川はじめ山田川であったり、安威川も夏場に草刈りをさせていただいているところでございます。その足らず分を市単独費用でもって実施させていただいているところでございます。

次に、13番目の駅前広場施設管理事業、千里丘駅東口改良工事実施設計委託料の令和5年度の取組というお問い合わせでございました。

こちらにつきましては、委員からも継続的に要望いただいていた件と認識しております。千里丘駅東口につきましては、平成4年に再開発事業でもって駅前広場とフォルテ摂津が供用を開始されて、既にもう三十数年たっておる状況でございます。当然ながら施設の老朽化は著しく目立ってきている状況で、都度修繕を行ってきたところでございますが、なかなか御利用をされる上で差し障りも出てきている状況でございます。

このたび千里丘駅西口の再開発事業と連動した形で東口駅前広場の再整備を行ってまいりたいと考えております。

こちらにつきましては令和5年度の12月に補正予算を計上させていただいて、令和6年度に全額繰越しをさせていただいている内容でございます。

続きまして、14番目でございます。千里丘92号線の道路管理事業の内容のうち、令和3年度にガス管を入れ替えられて、舗装は復旧されているという扱いの内容

で、令和4年度のでんまつとであったかと思えます。

先ほど塚本委員の質問の中でも答弁させていただいておりますが、令和4年度以降、普通財産になった時点で資産活用課の所管になっております。契約等に関しては後ほど資産活用課から御答弁をお願いしたいと思います。ガス管の入替えにつきましては、道路の占用許可条件ということで、こちらは令和4年度の当初予算の総務建設常任委員会の議論の中でも、当時の道路管理課長が申し上げていたとおり、道路占用許可条件に基づいてガス管の入替えに伴う舗装復旧をしていただいているところでございます。

その後の経緯といたしましては、道路敷を廃止させていただきまして、廃道敷になって、行政財産から普通財産に移行しているという状況でございます。

以上です。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 15番目の千里丘東54号線、道路改良事業の執行率が64%と低いことについて、御説明をさせていただきます。

令和5年度は竹の鼻ガードの東側の千里丘東5丁目、これは12番地内に当たりますが、用地の取得の進捗に合わせて延長が約50メートル、歩道の幅員2.5メートル、歩道の整備をさせていただきました。全体50メートルの中で、令和4年度でたしか当初は延長の半分ぐらいまでが民間の開発によって用地を取得させていただいたんですが、その後南側と申しますか、東側と申しますか、そちらのモータープール、その土地所有者の協力も得まして、全体で交差点から交差点までの区間を歩道整備することができました。その分で予

算を補正でいただいた中で令和5年度に整備させていただきました。執行率につきましては、その詳細設計を行う際に、現場状況や使用材料の精査等により決算額との乖離があったところがございます。

続きまして、16番目、千里丘三島線、一部で整備ができなかった部分のてんまつの御説明でございます。

令和5年度は千里丘東2丁目地内の千里丘駅南交差点から南側約150メートルにおきまして、現道の東側を拡幅し、歩道の幅員が4.5メートルの歩道を整備いたしました。

一部で整備ができなかった場所につきましては、委員が御存じのとおり、三島幼稚園の北側の部分が約20メートルの区間でございます。事業の進む中で、これまで地権者との間で土地の境界について交渉を続けてきましたが、合意に至らず、現在は土地所有権について係争中の案件となっております。

今後は裁判の進捗を注視してまいりたいと考えております。

それから、まちかど広場西側の歩道整備の中身についてでございますが、令和5年度につきましては基本設計をしております。

基本設計は、歩道整備を行うために必要な道路拡幅における平面線形や縦横断線形を比較し、施工性や経済性、維持管理、安全性などの総合的な検討を行った上で技術的、経済的判定によってルートを中心線を決定することを主な目的とした業務でございます。

具体的には、対象区間約300メートルの区間の計画交通量や自転車通行空間、道路排水、街路樹などの検討に加え、地下埋設物の調査を実施するなど、今後の詳細設

計に必要な資料を整理しております。

中身につきましては現況約12メートルですが、幅員計画につきましては、道路幅員が16メートル、その内訳としては、車道が3メートル、自転車通行空間として1.5メートル、歩道3.5メートル、合わせて8メートルの上下線で16メートルという内容で計画しております。

続きまして、17番目の正雀南千里丘線外2路線道路改良事業であったかと思いますが、令和5年度の再挑戦の考えについてです。

まず、令和5年度 of 取組状況です。広場計画の地権者等への丁寧な説明を行ってまいりましたが、広場計画区域内の地権者のみならず、地域の方々への理解が定着せず、機運が高まらなかったことから、広場計画案は白紙、断念となりました。

広場計画の再チャレンジのお問いでございますが、現時点においては全く考えておらず、道路の拡幅事業に専念することとしております。

交渉の中身につきましては、相手のおることですので、その内容についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。御了承願います。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号14番の続きで、旧市道千里丘44号線の売却について説明させていただきます。

おっしゃっていただいたように、令和4年度に売却をしております。ガス管のほか、電気、NTTの電話線なども埋設されておりまして、地上権を設定した上で売却しているということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 18番、特定空家等対策事業についての御質問にお答えさせていただきます。

特定空家等を指導するに当たりまして、所有者の確認が非常に大切となってきます。その重要な手段として、登記簿の確認を行うこととなりますが、この相続登記がなされていないということで所有者の確定に非常に時間がかかる物件もあるのが現状であります。

この相続登記について、令和6年4月から義務化されております。法務局も力を入れておりまして、令和5年中に大阪法務局の北大阪支局長が関係課に訪問されて、窓口等で案内していただくようにチラシを配布されたりしておる状況です。

この中身につきましては、不動産を相続したということを知り得てから3年以内に相続登記を申請しなさいと。正当な理由なくそれを怠ると10万円以下の過料を科される可能性があるという中身になっております。

続きまして、19番、多世代同居・近居支援事業について、令和5年度の担当課の評価及び補正予算の御質問にお答えさせていただきます。

この多世代同居・近居支援事業につきましては、摂津市における人口増加施策の一つでありまして、制度設計上の効果につきましては、担当課としては十分上げておるものと考えております。

令和5年度の実施状況でございますが、住宅取得については38件、リフォームについて4件、転居について20件、合計62件の補助を行っております。

続きまして、令和5年度におきましては、第3回定例会におきまして550万円の増額補正を行っております。

この補正をした理由についてでございますが、この制度を開始しましてから、令和3年度、令和4年度と年度途中で予算が枯渇したということで事業を途中で中止しておりました。

この枯渇した理由としましては、補助要綱の中で、補助対象事業が発生してから1年間は補助の申請を行うことができるという要綱で実施しております。令和3年度、令和4年度、令和5年度の補助の申請実績を精査した中で、前年度に補助の要件が発生しまして、年度当初に申請されている方を令和5年度の予算で当該年度内に支払えるように調整するために550万円の増額補正をしました。令和5年度については年度いっぱい補助できるように補正の要求をいたしたところでございます。

続きまして、震災対策推進事業の令和6年度の取組及び耐震化率についてのお問い合わせでございます。

令和5年度の震災対策の取組状況といたしましては、耐震診断については9件、耐震改修2件、除却については2件でございました。

あと先ほど御答弁をしましたが、ブロック塀の撤去については、補助が4件で、まだ大阪北部地震の経過観測をしている分につきましては戸別訪問をして対応していただくような啓発をしております。

あとブロック塀につきましては4件で、撤去の延長といたしましては64.5メートルの撤去実績でございます。

続きまして、耐震化率でございます。

耐震化率につきましては、推計値になってしまうんですけど、平成27年度の摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画の策定時に調査いたしまして、その時点では81%でございました。その後、年度ごとに耐震

改修が実施されたもの、除却されたもの、新築されたものを差引き計算しまして、令和5年12月末現在で推計88.6%程度になっておるものと考えております。

この数値につきましてはおおむね年間1%程度ずつ増加しておりますけど、建て替えの物件について古い建物がどんどん減ってきておりますので、その1%という幅は今後少しずつ小さくなっていくと考えております。

最後に、狹隘道路整備事業についてでございます。

令和5年度につきましては、補助実績はございませんでした。狹隘道路の協議につきましては42件行っておりまして、補助の重点エリア内で補助対象になるものにつきましては2件ございましたけど、申請はなされなかったという状況です。

その協議後の道路の形状でございますけど、建築基準法上で4メートル以上の道路に接しないといけないというのがございまして、道路形態といたしましては4メートル、または4.8メートル幅の道路として協議が完了しております。

この狹隘道路の整備事業につきましては、建築課と道路管理課とともに実施しておる事業でございます、用地の管理等契約につきましては道路管理課で行っておりますので、寺田副理事より答弁させていただきます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 狹隘道路を整備の実際の後退の内容でございます。

先ほど建築課からございましたように、令和5年度、相談があったものを具体的に建築確認後の形態に合わせて整理をさせていただきます。

まず、後退用地については、寄附をいた

だしている物件が3件ございます。無償使用貸借契約、つまり個人の土地の名義のまま道路として使用させていただく契約を交わしていただいているのが8件ございます。個人地のままの道路形態にはなるのですが、個人所有地のまま存置されるというケースが19件と確認させていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 22番目、公園魅力向上実証実験についての御質問にお答えいたします。

まず、委託の中身という御質問でございましたが、市がイベント開催を委託したものではありません。市としましては、イベント主催者に対しましてイベント実施に係る消耗品など材料の購入、チラシ、ポスターの作成、テント機材の賃借などに係る経費を対象としまして補助金を交付しており、イベントの中で実証実験としてアンケートを実施させていただいたものでございます。

このイベントが御承知いただいておりますとおおり、令和4年度から令和6年度まで開催いたしました桜まつりでございます。

この桜まつりの波及効果についてでございます。これまで本市ではキッチンカーを導入したイベントはなかったように思いますが、桜まつりの開催後にはキッチンカー出店の問合せですとか、他市の団体からキッチンカーを導入したイベント開催の相談がありまして、今年度は平和公園で開催されております。

このように摂津市においてもこのようなイベント開催が可能であるとの周知につながっているものと考えておりますし、

ほかのイベントも開催されておりますことから、一定の波及効果はあったものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 23番目、市営住宅管理事業について、指定管理者の令和5年度の実績でございます。

指定管理者、5年間を指定期間といたしておりまして、令和5年度は令和元年度からの指定の最終年でございます。指定管理者は日本管財・日本住宅管理共同事業体で、入居の手続や家賃収納、施設の修繕など、様々な業務を行っております。

そのほか独自のサービスとして安否確認サービスなども実施しておりまして、令和5年度の指定管理者の評価結果においてもA評価、良好としております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号24番、避難所運営マニュアルの令和5年の取組に関するお問い合わせにお答えいたします。

令和5年度につきましては、子育て総合支援センター遊戯室を対象といたしました避難所運営マニュアルの作成に向けまして、三宅地区の自主防災組織、そして、防災サポーターの皆様方にお集まりいただきまして2度ワークショップを開催いたしました。

1度目は令和5年12月17日、避難所運営マニュアル案の説明をさせていただきまして、お集まりの方々にその内容について御議論いただきました。

2回目につきましては年明け、令和6年1月28日、避難所運営マニュアル案の現地検証の訓練をいたしまして、それらの議論ないしは検証結果を踏まえて、必要な修

正を加えて完成に至っております。

質問番号25番、個別避難計画の令和5年の取組に関する御質問に御答弁申し上げます。

個別避難計画の作成に当たりましては、避難行動要支援者名簿に記載、または記録された避難行動要支援者のうち、作成の優先順位が高いと市町村が考えるものにつきまして取り組むように努めることとなっております。令和5年度につきましては、茨木保健所様と連携させていただきながら、市内にお住まいの難病患者2名を対象にその保護者と面談を行うなどして、個別避難計画の素案の作成を行いました。

ただし、受入先となる施設に当該要支援者を災害時に避難者として受け入れていただける確約は、令和5年度末の段階では取り付けることができておりません。

ただし、2名中1名につきましては、本年に入りまして、避難先との交渉がまとまりまして1件の計画を策定するまでに至っております。

先日、対象者の御自宅に伺いまして、御両親にその旨を報告すると、大変喜んでいただくことができましたことを、報告させていただきます。

質問番号26番、防災人材の育成に関する御質問でございます。

防災士受験の推進に係ります令和5年度の実績でございます。

防災危機管理課といたしましては、人事異動等による事情もございますが、応急対策時の組織体制である各班に少なくとも1名は防災士の資格取得者が在籍している状況が望ましいと考えております。

令和5年度は防災士が在籍しておりませんでした班の職員及び防災危機管理課職員から受講者を選定いたしまして、本部

班、人権推進班、環境班、避難班、下水道班から1名ずつの計5名が受験しております、全員が合格しております。

質問番号27番、マイタイムラインの普及に係る令和5年度の実績に関する御質問に御答弁いたします。

令和5年度は主に3点の取組を行っております。

1点目といたしましては、広報せつつ6月号におきまして、市の水害リスク及び広域避難の必要性について啓発するとともに、避難を開始するタイミングと行き先を御記入いただけるページを掲載いたしております。

2点目といたしまして、昨年度は出前講座を計24回実施しておりますが、申込者と事前に講座内容の打合せを行う中で、水害対策に関する御希望があった場合には、マイタイムラインについて考えていただくといった内容も盛り込んだ上で講座を実施いたしております。

最後に3点目といたしまして、鳥飼北小学校区におきまして、地域版防災マップを作成する中で、避難を開始するタイミングや行き先等について考えるためのワークショップを実施しております、自主防災会、防災サポーター、それから民生・児童委員、校区福祉委員、PTAの役員、小・中学校の教職員の方々に御参加いただいております。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

1番目でございますが、財政全般について答弁いただきました。まず、経常収支比率、98.5%になり悪化したということでございますが、その要因としていろいろ

あると思います。例えば扶助費が高くなっているとか、いろいろあると思うので、もう少し要因についてお願いします。

それから、地方交付税計画です。臨時財政対策債については、当初より少なくなっているとのことです。これは国の臨時財政対策債の計画が圧縮されている影響もあったんだろうと思います。逆に、摂津市の財政的にはまずまずの中身であったということもうかがえるのかも分かりません。その辺のことを踏まえて御答弁ください。

それから、市府民税も見立てよりも少し上がっているということで、コロナが明けて法人もまずまずであったと思います。個人的にも下がることなく一定の所得に落ち着いていたのかという見方もできるわけですが、この辺も踏まえて見立てについて教えてください。

そして、4番目には、固定資産税を聞こうと思ったんですが、これは先ほど質問がありましたから、理由はよく分かりました。新築等の件数が増えて、減失分を上回る増額になっていることとか、土地の評価が上がったのは次の評価替えのときに反映されるということで、期待ができるようなことも言われていました。

それから、市たばこ税です。市たばこ税は非常に扱い方が難しいと私も思っています。健康施策から言いますと、喫煙率を下げることになります。市たばこ税が下がっていくことは、ある意味では望ましいわけです。

ただ、本市は昼間人口が多いので、市外から来た人が市内で買ってくれるという場合もあります。また、コンビニ等では、本部のあるところに納税されることがあって、一概に測れるものではないと思うのですが、そういう意味では市たばこ税は

非常に扱いが難しいと思っています。

一方で、摂津市は路上喫煙の禁止であったりとか、施設内で禁煙としています。今、苦情を聴いているのは、旧三宅小学校において、敷地内では吸わないでくださいとしていることから、敷地外で吸っています。利用する人で、吸う人は道路で吸うと。道路は茨木市域です。茨木市の方からいつも道路にたばこの吸い殻が落ちてると苦情を聴いています。学校の外でたばこを吸うから、私はいつも掃除しているんですと。これはぜひ施設の管理者としても頭に入れておいてください。灰皿を置くなり、吸わないようにするとか、茨木市の方に迷惑をかけないようにお願いしておきます。

今の以外は御答弁ください。

2番目、郵送事業ですけれども、税と福祉関係が非常に多くなっていると御答弁いただきました。たかだか数十円ですけど料金が上がりました。市民からは、無駄やという指摘を今でも聴いています。

例えば保険料とか、分割相談に行って、納付書をもらっているのにまた送ってくると。これはもう破棄しておいてくださいという前提で送ってくる。これは一斉に送ることにしているからそうなるんだろうと思います。あと、もう払ったのに督促状がまた来たとか、システム上でいろいろあると思いますが、こういうことについて改善する、無駄だと指摘をされているようなケースについてどのように認識されているのか聞いておきます。

次、3番目に、市立集会所の管理事業です。古くなった集会所をどんどん修繕していくということが、モグラたたきのように続いています。その中で、集会所の老朽化と耐震の問題について、随分前から問題視してきましたが、ようやく令和6年度で集

会所の老朽化の程度を調査するために躯体や設備の基礎調査費用を計上されています。調査後には改修計画の策定になるのかと思いますけど、見通しについて、教えてください。

もう一つは、令和5年度に第28集会所など三つの集会所でLED化がされています。このLED化計画もあるのかどうかを含めて、今後の計画について御答弁ください。

次、4番目、ESCOサービス料についてでございます。

なかなかのいい評価としては上がっているということで、当初からいい計画だと認識します。エネルギー達成率は108.9%、それから金額的に言うと109.9%で、非常に成績のいい状況になっていると思っています。これは物価高で光熱費が高まっているので、なおさら効果が上がっているのかと思ったりするわけです。今のエネルギー効率の話とか、お金の話は聞きましたけど、それ以外の課題についてあれば、この際教えてください。

次、5番目、DX推進事業についてでございます。

事務報告書に書いてあるのは、引き続き今までやってきたもので新しいものは犬の登録申請という話でした。その中で、目立って対象者が多い案件で、その対象となる人が多い、この事務報告書に書いてあるやつで、子育て関連の申請は、結構対象者が多いです。対象者が多いのに、なかなか伸びていないんです。利用する人が少ないのは少し気になるのですが、なかなか利用してもらえないことについて、担当課としてどのように評価されているのか、御答弁ください。

次に、FM推進事業についてであります。

これは聞き取り調査をしてしっかりと予算化をしてやっていると認識したいと思います。一個一個は聞いていませんけど、これは予算化されており、令和7年度も予算化されていくと思いますので、それはもうそれでよしとしたいと思います。

その中で、長年の課題になっていましてのは三宅小学校の跡地、それから味舌小学校の跡地、これをどうしていくのかということとは方向づけがされておりません。今のところは避難のための防災の用地ということで売却は凍結となっています。令和5年度の検討内容、現在も踏まえていただいて結構ですが、この二つの小学校跡地の検討内容について、御答弁をお願いします。

次、7番目、防犯カメラの設置についてでございます。費用対効果は限りなくあるということでございます。令和6年度も、25台を新設されて、180台体制となっています。これはもう極めて警察の要望が強くて設定をされていていっていると認識をしています。警察との協議の中で、当犯人逮捕とかになったら必ずと言っていいほど防犯カメラの映像が必要になります。そういう意味では非常に効果を発揮していると思いますし、また抑止力も効果を発揮しています。まだまだ摂津市は決して多いとは言えないと思いますが、この際、来年に向けての警察との協議はどうなっているのか、答弁できるのであればお願いします。

8番目、交通安全啓発事業についてでございます。先ほど令和5年度の取組をいろいろおっしゃっていただきました。自転車を中心としたまちづくりをやっているという中で、限定100個の自転車用ヘルメットを高齢者の方にお渡しになったとか、あと人生100年ドライブをやっている

ようになっていました。人生100年ドライブは、免許証を返納し、引取り手のない放置自転車を提供するというので、令和5年度では32台提供したということです。1回目のときは贈呈式をやりましたけども、そのときにも、当然ヘルメットはしてくださいという指導もしながらやりました。あと反射材付きジャンパーも、自転車に乗ることを意識して考えられていると思います。自転車によるまちづくりをする中では、ヘルメットはこれからちゃんと着用してもらえるように、高齢者だけではなくて、若い世代も含めてやっていかないとあかんと思います。そこで、先ほど議論になりましたけど、摂津市には、自転車安全利用倫理条例があります。これは平成24年に制定されました。条例上、ヘルメットの着用義務はありませんが、携帯電話をしながら運転をしないなどが規定されております。しかし、ヘルメットをかぶることは学校長の責務の中で、児童、生徒、学生の理解を深めるように規定されています。学校長の責務だから、それ以外の人に対してヘルメットを着用することは何も書いておりません。こういうことから摂津市の姿勢を示すためには条例改正も必要だと思います。特に飲酒もあかんとは書いていない。現在は、道路交通法の改正で飲酒は駄目になりました。こういう意味では、まず条例を改正して心意気を示すことが必要だと思いますけれども、そのところを答えていただきたいと思います。

それからもう一つは、大阪府はヘルメット着用率が全国ワーストワンです。なので先ほど塚本委員が言うておられましたけども、減らさないためにもあえて取組をすることが大事だと思います。過去には歩きスマホアカン隊を結成しました。当時は一

生懸命やったけど、ヘルメットは何もしない。だから、ヘルメットかぶせ隊をつくって、どんどんPRして、本気やでというところを示すところが大事だと思いますけども、併せてその考え方を言ってください。

それから、もう一つ、先ほどあった改正道路交通法が11月1日から施行されて、飲酒運転が非常に厳しくなりました。それから、飲酒を提供した者も駄目、それから、飲んでいるのが分かっているのに自転車を貸した人も駄目になりました。

道路交通法が非常に厳しくなっていて、市がホームページに載せているのは見ましたけども、こういうのも含めて、条例までつくってやっているのですから、自転車についてのマナーを本気になってやることについて、どのように考えておられるのか、聞いておきます。

次、公共交通事業、自転車対策についてでございます。実証実験としてはよかったのかもしれませんが、ですけれども、一つ気になるのは、ヘルメットです。自転車は借りられますけど、自分が持っていかないとヘルメットはない。ヘルメットを持っていく意識を持てるようなことも考えていくべきだと思います。

昨日、あるところへ行って、レンタサイクルを借りましたけど、ヘルメットを貸してくれました。レンタサイクルもそういうことを考えていく時代になってきていると思いますので、これは一つ、視点として持っていただきたいと思います。

その上で、令和5年7月末で、実は千里丘駅前にありました駅リンクが閉鎖されました。自転車によるまちづくりを推進する本市としては、大変影響があることだと思います。昔は千里丘駅前に2件ありました。レンタサイクルマイケルというところ

と、駅リンクです。マイケルは先になくなって、駅リンクもついになくなりました。しかし、このシェアサイクルのステーションはこの近くにはないです。千里丘駅周辺にはありません。

この駅リンクがなくなったことについて、影響をどう考えているのか。

それから、シェアサイクルの利用者アンケートの結果では、自分が利用するのにきっかけとなったのは、このサイクルポートがあるのを見て、借りようとなったという人が多いようです。サイクルポート、これをもっと密度を高めていこうということは書いています。増設を進めていこうということですけども、具体的に増設をする考え方でまとまったものがあるのか。

また、千里丘駅周辺の自転車行政をどう考えていくのかと併せて御答弁ください。

次に、10番目の地域公共交通計画の策定についてです。

先ほど答弁いただきましたけども、令和6年2月26日に最初の立ち上げとそれから協議会を行ったと、それから、専門部会も行ったということでございます。特に鳥飼地域の公共交通の課題解決には、交通事業者もそうですけども、全市的に周辺地域と連携して検討を進めていく必要があると思います。今回の地域公共交通協議会については、鳥飼まちづくりランドデザインの考え方を踏まえて、摂津市の地域公共交通計画策定に向けて引き続き連携を進めていくとされています。2月26日に第1回をやられたと。ところが2回目の協議会があって、そして、そのうち4回の分科会が開催されて、先日、第3回協議会の中では素案が出てきまして、年度が明けたらもう一回やって、もうパブリックコメントに出す。スケジュールには、パブリック

コメントを出してもう出来上がりになると載っていました。本当に民意がちゃんと酌み取れているのかは、少し危惧をしています。地域住民の思いがそこに入っているのか、そういうことも踏まえてどのように考えているのか。

もう一つは、もう既に第3回のこの協議会の中で素案が発表されていきました。その素案について、概略を教えてください。

次、11番、都市再生地籍調査についてでございます。全体を聞きましたら、意外にまだ進んでいない。7.2%ぐらいだから少ないと思いました。もっと進んでいる、半分ぐらいできているのかと思っていましたが、なかなかそうはいきません。なかなか難しいです。国からの補助金をもらって、ずっと割り当ててやっているの、たしか前に聞いたときは、北摂各市の中では結構進んでいるほうだと認識をしていましたが、合意していくことが非常に厄介なんです。道路境界のところを合意していく、それから、隣の境界を合意していく。官民連携型というんですか、市民も連携する部分があると思いますけども、都市部で難しいので道路と官民のところの分だけということになると思います。これは粛々と取り組んでいただきたいと思いますけど、能登半島で大きな地震になって地形が変わってしまいました。変わってしまったらどうなるんですか、復元するんですか、全部の土地をとということになるのか、もう一回やり直しをするのか、非常に疑問に思っていました。例えば南海トラフ地震はもう30年以内に70%から80%と言われているので、かなり揺れたら地形が変わり、道路がずれたりします。そういうときはどうするんですかという話があるんですけど、御答弁ください。

次に、12番目の市内環境維持事業です。先ほど御答弁いただいて、大阪府から受託したものを夏場を実施し、残りの分をやるのでこの時期になるとのことです。時期的に言うと、12月頃は、草木が伸びないんです。だから、何でこんな時期に草を刈るんやと、私は何回も言われたことあるんです。それやったらもっと伸びているときに刈ってくれたええやないかと、今までも言われたことがあるので、この発注時期について、一番繁茂しているときにやるのが費用対効果にもつながると思います。時期についてはもう少し何とかならないかということについて検討いただきたいと思います。市民からそういう声が出ないように、これは検討してもう少し早くできるように、繁茂しているときにやるということが大事だと思うのでお願いします。

私もうがった考え方をしています、こういう寒い時期は業界の人は仕事がないので、業者を守る意味もあってこういう寒い時期にやっているのと違うかと考えたりします。決してそういうのではないと思いますけど、時期は市民が見ても、もう今刈ってほしいときに刈るのが大事なので、よろしくお願いします。これは要望です。

次に、13番です。

千里丘駅東口の改修設計でございます。令和6年度に持ち越されているので、今ちょうどやられていると思いますけども、設計の概略について改めて聞いておきます。

もう一つ、本当は店舗も活性化をするようにしていただけたら一番ありがたいのですが、なかなか難しい、もう既に入っている。けども廊下とか、それだけじゃなくて、できたらフォルテそのものも活性化できることは何かできないかと思うわけです。ここは産業振興課などと連携を取り

ながら何か工夫を凝らしていただきたいということで、このところはもう要望としておきますが、今のところだけ御答弁ください。

次に、千里丘92号線の話です。

ほんまはもう売却するんであれば、そこから新しい道路に移行して、新しく横に道路ができたんやから、そこへ計画的にガスも電気も電線も入れてもらったらよかったのではないかと私は思うのですが、何か計画性がないように思います。廃道しても売却するのであれば、その占有も向こうが築造しているときにそっちに持っていったらよかったと感じます。そうできたら一番よかった、何か先見性がないような気がするんですけども、これは終わってしまっていることですが、先々を考えたら、これはこっちに移動して、これはもうきれいな形で高く売ろうとか、そういう考え方をしないとあかんと思います。これはぜひそういうことを考えてやっていただきたいということで、要望としておきます。

次、千里丘54号線の関係です。

これは長年の課題であったことをやっていただいて本当にありがたいと思っています。うまくしていただいて感謝しています。

ただ、話が替わるかもしれないですが、ガードに入ろうと思っても、対面から来た車が手前のところの信号が赤やから止まってしまって出てこないケースがよくあります。それで、再び青になるまでじっと待っているんです。本当は出なあかんねんけど、道の途中で立ち往生しているということになっています。この前も見ました。これを何とか改善してほしいという声が上がっているんですけども、そのことについて認識をどう持っているのかと、改善策

について何かあるのか、御答弁をお願いします。

それから、16番目の千里丘三島線の道路改良事業については、今係争中であるということですので、これは時間がかかるかも分かりません。次は阪急京都線連続立体交差事業と合わせて残りの部分の拡幅をやっていくとなっていたと思います。ここだけはぜひとも裁判なりで決着がついて、境界確定でき次第、早めにここはやっていただきたいと思うので、考え方があるのかを聞いておきます。

それから、もう一方の三島まちかど広場から三島2丁目交差点までの拡幅の基本設計について、答弁いただきました。全幅16メートルで歩道が3.5メートル、自転車道路が1.5メートルつくつと、車道が6メートルになるということで、これはもうぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

次、17番の正雀駅前の広場への再挑戦は、今のところ全く考えがないということでございます。一定拡幅にめどがついた段階でもいいと思いますけど、このままで終わるのはもったいないと思いますので、これは継続してまたやっていただきたいと思えますからよろしくお願いします。これは要望です。

次に、18番、特定空家のことですが、これも分かりました。まだまだ課題も多くありますし、空き家もたくさん存在しています。例えば千里丘東2丁目には、火事になったまま、あと誰もいなくなって空き家になっているものがあります。2階なんか窓も開けっ放しになっていますけども、こういうものも含めて粘り強くこれからも対応していただきたいと要望して、エールを送っておきます。これも要望です。

次に、19番、多世代同居・近居支援事業についてであります。これまで令和3年度、令和4年度はお金がなくなったら翌年度の予算を待ってくださいとやっていたのを、令和5年度からは補正予算を取って、それで、申請があったら速やかに支払いができるようにしたということです、これも評価しておきます。

ただ、周知をもっと積極的にやっていただきたいと思うんです。新築で転入された方はチラシを渡しておられますが、購入を考えている若い世代の背中を押すような積極的な周知、これはシティプロモーションの一環であります。もう分かっていますというぐらいにこちらがもっと積極的に周知すべきやと思いますので、このところは要望しておきますので御検討をお願いします。これも要望です。

続いて、20番、耐震のお話です。耐震診断が9件と耐震改修が2件、除去が2件でございました。少しずつ進めておられます。毎年この耐震相談会みたいなことをやられているのをよく知っています。対象地域でチラシをまきながらやられています。

大阪北部地震の後は非常に高かった意識が、だんだん薄れてきて、今年、能登半島地震がありました。これでまた少し意識が上がったのかと思うんですけれども、能登半島地震以降また意識が上がってきているとか、そういうことがあればお答えください。

21番、狹隘道路です。

少し分かりにくかったんですけど、令和5年度では、狹隘道路やけど重点地域ではないところで寄附をいただいたのが3件あったと。それから、寄附はいただかなかったけども、無償使用承諾をしてくれたのが8件あった。

あと個人の所有になっているけどもL型側溝で形だけはしましたよというのが19件あったということでした。全体として、30件はL型側溝で中心から2.4メートル下がった形状になりましたということです。あとの12件は4メートルだけだということです。それやったら一応よしとしたいと思いますが、本当は42件全部下げてくださいという思いです。それぐらい水も漏らさずやってほしいんですけども、この制度がまたほぼ元に戻って、全域に広げて今回やっていただくということでございます。摂津市の道路を広げる唯一の取組なので、茨木市は早くからこれをやっています。ぜひとも今後頑張って、担当部は大変ですけど、ぜひとも水も漏らさずやっていただきたいということを強く、強く言うておきます。要望です。

次に、公園維持管理事業です。

先ほど実証実験のことについていろいろ波及して行って、平和公園でも実施されたとのことでした。

先ほど言われましたアンケートをされた中で、イベント系の継続を求める声が非常に多かったということです。実証実験後におけるイベントについては検討していくと行政経営戦略の中に書いてありましたけども、具体的に今後はどんなふうの実施されるのか。

それから、もう一つは少し違う観点ですけど、同じ水みどり課では開発者に対して接道緑化を考慮した指導を行った結果、接道緑化を取り入れた開発者が7件あったということでございます。接道緑化についての考え方について、具体的に教えてください。

次に、23番、市営住宅についてでございます。指定管理でいろいろ頑張っていた

だいていると、ちゃんとやっていただいていると思っています。また、安否確認もそういう制度を取り入れてやっていただいているということで、高齢者が多いですからこれは非常に安心すると思うのですが、令和5年度中で災害等の被災者で市営住宅の一時使用ができるのは市内に居住している者に限られていたので、大規模災害での被災者受入れを想定して、市外に居住している被災者も一時使用できるように、摂津市営住宅一時使用実施要綱を改正したと書いてあります。これは能登半島地震とか、そういうところで来られても受け入れることは今までできなかつたと思うんですけども、これをできるようにしたということで、どういうことになっているのか教えてください。

24番、市民用避難所運営マニュアルについてです。

先ほど答弁があつて、三宅地区でワークショップをやりました。検証のための避難訓練もやりました。もう一回12月1日に、今度はもう市役所の手を借りずに自分たちだけでこの避難所を開設する訓練をするということでございます。確認しに行きたいと思っていますけれども、それを基にこれから各地域でそれぞれの施設に合った避難所運営マニュアルを作成する段階に入っておられると思います。その辺の取組についてどのように展開されているのかについて御答弁をお願いします。

次に、個別避難計画です。

個別避難計画は先ほどあつたように、新温泉町と提携を組んで、その発表会がコミプラでありました。私も行かせていただいて、すごい大がかりな取組になっているということで、これは評価したいと思います。2件しかできていないということでこれ

からこういう対象者をどんどんつくっていかなあかんと思うんですけども、このことを全体的にどう具現化していくのかについての考えがあるのかどうか。

それから、もう一つ、少し前に避難行動要支援者台帳というのがありました。各地域で手を挙げていただいて、本人が載せることに了解をした人たちの名簿を市がつくって、それを自治会に渡してということをしていただきたいと思います。令和5年度でもまた新たに38人の申請を受けて、それを載せて、自治会に渡して、共有したとされています。この制度を今もずっと変わらずやっているのか。課題があれば教えてください。

それから、避難所の在り方について、災害時に誰もが安心して利用できる避難所運営をするためには、多様な人がコミュニケーションを取りながら避難所の在り方を検討する必要があると、行政経営戦略に書いてあります。具体的にそれをするためにどういうことをしていくのか、お答えください。

最後に、マイタイムラインについてでございます。これもいろいろ出前講座等で行っていただいているというのは分かります。でも、言い続けていくことは非常に大事なことだと思うので、とにかく言い続けていただいて、意識が浸透していくようにお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、出前講座の際に、地震には家具の固定とか、家における備蓄とかも言うてもらっていると思いますが、専用のチラシがつくられているわけではありません。そういうチラシを持って、出前講座の際には分かってもらえるような取組をぜひともやってほしいので、分かりやすいチラシをつくっていただきますよ

うにお願いをして27番は要望です。

以上です。

○野口博委員長 暫時休憩します。

45分に再開します。

(午後3時12分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○野口博委員長 再開します。

藤浦委員の2回目の質問で、抜けていた項目があるとの申し出がありますので、再度質疑をよろしくお願いいたします。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 26番ですが、防災人材の育成についてで、令和5年度は5人の職員が防災士に合格されたということで、職員の防災士は21人になりました。一方で、市民の取得数についてはお聞きしていなかったのですが、市民はどれくらい取られたかをお答えください。

それからもう一つは、この防災サポーターについては常日頃から様々な刺激を与えるというか、士気を上げるためにいろいろやってくださいとお願いしていましたが、令和5年度では職員と防災サポーターを対象に防災講演会を実施して、職員58人、防災サポーター43人が参加したということでした。

その講演の内容について、どのような講演であったかについて、御答弁をお願いします。

以上です。

○野口博委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2回目の御質問にお答え申し上げます。

財政のことについての御質問で、経常収支比率の悪化の要因と臨時財政対策債が当初見込んでいたよりも減っていることについて、どうであるかの御質問でござい

ました。

まず一つ目の経常収支比率が98.5%と悪化しました。その要因についてでございますが、令和4年度と比較しまして、経常収支比率を算出したときに分母となるものが経常一般財源等総額というものになります。こちらと分子である経常経費充当一般財源等というものがございます。

まず分母となる部分については歳入でございまして、歳入においては固定資産税の増加は前年度と比べてありました。一方で、普通交付税と臨時財政対策債についても減少したということで、全体で経常一般財源等総額が2億4,800万円ほど前年度に比べて減少したということがございました。

次に分子となる歳出の部分で、そこが増加をいたしました。全体としては約8億500万円増加をいたしました。その内容といたしましては扶助費、補助費等、繰出金、これらが前年度より増加をしております。

主なものといたしましては、扶助費においては教育・保育給付費負担金で、補助費等につきましては広域の処理運営費負担金で、茨木市と広域でごみの処理をしておりますけれども、その負担金でございます。

あと繰出金につきましては、大阪府の後期高齢者の広域連合の医療給付費等の負担金と介護保険の特別会計への繰出金、こういうものが増加というところで、大きかった要因かと見ております。

次に、臨時財政対策債が当初よりも乖離が出て少なかったところの部分についてでございます。先ほど委員もおっしゃいましたけれども、当初予算のときには地方財政計画において、地方交付税及び臨時財政対策債の伸び等を見て予算計上しておる

ところでございます。

それで臨時財政対策債につきましては、地方の財源不足を普通交付税によって埋めることができない場合には、地方と国が折半して負担する性質のものです。実際にその年度で地方団体の普通交付税の算定を行って、財源不足を普通交付税で措置される金額は出てまいりまして、その中で臨時財政対策債に振り替えられる部分を決定するところでございます。

それで令和4年度と比べまして、基準財政収入額と需要額ともに令和5年度は増加をしておりますけれども、収入額の増加のほうが基準財政需要額よりも大きい幅で増加いたしましたので、結果として財政力が高く算定されたところでございます。結果といたしましては、普通交付税が臨時財政対策債も含めて令和4年度より減少したというところでございますが、その分、税収のほうが上がっていたというところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 2回目の御質問のうち質問番号1番、市民税についての見立てはどうであったかの御質問であったかと思えます。

令和5年度予算編成時の状況でございますが、令和5年1月の内閣府の月例経済報告では、一部に弱さが見られるものの、景気は緩やかに持ち直しているとの基調判断がございました。また企業収益も総じて改善、雇用情勢も持ち直しているとされておりました。

本市の個人市民税及び法人市民税におきましては、その傾向及び当時令和4年度の調定の状況等に基づき、個人市民税現年度分につきましては、令和4年度から7.

9%増、3億6,000万円増の48億9,900万円、法人市民税の現年度分につきましては、前年度の令和4年度から31.9%増、4億3,500万円増の17億9,800万円をそれぞれ歳入予算に計上いたしました。

結果的にそれらの数値を上回ることになり、予算額に対しまして個人市民税では約1.7%、法人市民税で2.4%プラスでの決算収入額になったものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 二つ目の郵送事業の郵便料金でございます。

委員から今、無駄の指摘をされました。そして苦情のお話もいただきました。

まず総務課としましては市全体として郵便料金は、無駄がないように取り組むことは、基本的な考え方で認識しております。

それで督促状のお話ですけれども、こちらは国民健康保険料とか介護保険料とかも同様かと思えますけれども、恐らく時効管理上において必要な事務として行われているのではないかと考えております。

ただ、今ご指摘をいただきましたので、総務課としましても各課の内容を把握した上で、改善できるところは改善していくということで取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号3番の2回目です。

集会所の改修計画の見通しでございます。市立集会所につきましては木造のものがほとんどで、建築年からかなり年数が経過しているものもございまして老朽化が

進行しております。そのような中で現在はハード面として躯体や設備等の調査を行っているところでございます。

またソフト面の調査として、運営委員会に利用状況のヒアリングを実施しております。

このハード面、ソフト面の調査結果から、先ほどの塚本委員に対しての答弁と重なりますが、それぞれをしっかりと評価して、長寿命化もしくは再編など、今後の集会所の在り方を検討していきたいと考えております。

それとLED化につきましては順次進めていっている状況です。現状は半分以上でLED化が済んでおりまして、水銀に関する水俣条約において蛍光灯の生産が2027年末での終了が決まっておりますので、それを踏まえて改修をしていきたいと考えております。

次に質問番号4番の2回目です。

ESCO事業の課題です。現在、順調に推移している状況で、強いて課題を挙げるとするならば、ESCO事業の削減効果の保証がエネルギー量ではなくて金額となっております。契約では光熱水費の単価の変動を加味していないことから、光熱水費が上昇している状況では量の削減量が達成されなくても、金額の削減目標は達成できることが考えられます。

先ほども申しましたけれども、現在は量、金額ともに達成されているんですけども、今後ESCO事業を導入することがあるならば、そういったことの外的要因、をどうしていくかは検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 大西課長。

○大西情報政策課長 質問番号5番につ

いてでございます。

児童手当等の額の改定の請求及び届出につきましては、事務受付のフロー上、市民課にて出生届の提出を行った後、こども政策課にて児童手当等の届出を行うよう窓口案内を同日に行っております。

そのため結果的にオンライン手続よりも早く窓口受付を行っている状況がございましたので、利用実態が今はないとなっております。

また支給認定の申請及び保育施設等の利用申込みにつきましては、令和5年度は紙での申請とオンライン申請の選択制を取っていたため、低い数値で推移したと考えております。

令和6年度からは入所申請案内書に二次元バーコードを記載し、外国の方やインターネット環境がない方を除き、基本的にはオンライン申請でお願いしております。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 6番の2回目です。

三宅小学校跡地、旧味舌小学校跡地の検討状況でございます。

ご存じのとおり三宅小学校跡地につきましては、旧体育館を子育て総合支援センターの遊戯室、それから旧校舎の部分につきましては一部地域の活動に利用されるとともに、防災資機材の倉庫となっております。グラウンド部分についても土・日を中心にスポーツ活動等に利用されている状況です。

一方、旧味舌小学校跡地につきましては、味舌体育館と正雀ひかり園の用地として活用されておりまして、残り半分については味舌体育館の工事ヤードとかせつつあそびまち遊育園の仮園舎用地として利用してまいりました。

現在の検討状況ですけれども、旧味舌小学校跡地については暫定的な利用として、千里丘小学校建て替えの掘削土置場として活用することといたしておりますが、これから財政状況が厳しくなっていく中で、恒久的な利活用の検討が難しい状況なのかと考えております。

両跡地とも地元からも要望書を頂いております。今後の財政状況をしっかりと見極めながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番の防犯カメラ設置事業に係ります2回目の御質問に御答弁申し上げます。

令和7年度に向けての摂津警察署との協議のお話であったかと思っております。

御存じのように、防犯カメラの新規設置につきましては摂津警察署と協議を行いまして、過去の犯罪発生場所等の情報を鑑みて、その設置場所を選定しております。

令和7年度に向けましては、先日も摂津警察署から要望を受けておりました。市内の設置台数がまだ十分ではなくて、防犯カメラのない場所における捜査については困難を極めており、さらなる事業推進をお願いしたいということでした。

市といたしましても、近隣の自治体が防犯カメラのさらなる整備を進める中、本市の設置台数が相対的に少ないということになりますれば、犯罪を抑止するどころか防犯カメラの相対的な少なさがかえって犯罪を呼び込む結果となりかねないとも考えております。

今後とも摂津警察署と連携しながら防犯カメラの設置に取り組むことで、市民の

安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 8番の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、歩きスマホアカン隊に対抗して、自転車用ヘルメットかぶせ隊の結成についてでございます。スマートフォン向けゲーム、ポケモンGOの配信が開始されたことを受け、歩行中における他の歩行者、通行者との接触や、自身の転落事故等の危険性を予防するため、歩きスマホアカン隊を結成し、JR千里丘駅など、歩きスマホ根絶に向けた啓発キャンペーンを展開したことがございました。

今回、自転車用ヘルメット着用につきましては、改正道路交通法に基づき自転車利用者の全ての方を対象に、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となったものであり、自転車安全利用五則にも挙げられているものであります。

そのため法改正に伴うものにつきましては引き続き摂津警察と連携し、街頭キャンペーンや各種交通安全教室の機会を捉え、効果的な周知啓発を実施していきたいと考えております。

続きまして、啓発の強化についての御質問でございます。

強化につきましては街頭キャンペーンの周知、これはながらスマホのチラシをティッシュに挟み配布することや、小・中学校でのチラシ配布、これは保護者向けのチラシを全小・中学校の児童・生徒に教育委員会を通して配布させていただいております。

また広報紙、LINEによる配信、庁内での放送とチラシの掲示などを実施して

おります。

また摂津警察署からは取締りや周知を強化していると伺っており、連携した街頭キャンペーン、交通安全教室などの機会を捉え、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後は3点目でございますが、ヘルメットの全年齢への着用が努力義務化されたことよっての条例改正の考えでございます。本条例は自転車の安全な利用に関し、自転車を利用する者などが自転車の安全な利用に係る倫理の保持を図り、交通安全の推進に資することを目的として設定いたしました。

その中で、市の責務はその目的達成のための施策を総合的かつ計画的に実施すること。自転車利用者の責務は道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならないと規定されております。

さらに自転車交通安全教育として、市は関連団体と連携し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育を行うものとする規定されております。

これらが条例に規定されておりますことから、まずは自転車のヘルメット着用におきまして、条例の規定に基づきまして着用に関する教育や広報、啓発について関係機関と連携、協力しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今後もしっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

8番の2回目については以上でございます。

続きまして、9番の2回目でございます。、駅リンクくんが閉鎖されましたが、自転車行政としてどのような影響があるのか、また今後もポート密度を高めるための

増設の調整を進める具体的な取組の内容と、千里丘駅周辺の新設はないのかとの質問に対してのお答えさせていただきます。

駅リンクくんは、1回利用と定期利用があり、長時間借りたい場合や定期的な利用に向いていることから、市内への通勤などで利用されている方などには影響があったのかもしれませんが。

一方、令和4年4月からスタートしたシェアサイクルは利用回数が大きく伸びていることから、近年の利用者ニーズを捉えた手段として定着する可能性を感じているところでございます。

ポートの増設に関しましては、22か所のポートでスタートして以来、増設を続けており、令和6年度にはなりますが、比較的密度の低い鳥飼地域を中心に、8月以降で4か所の公園に増設しております。11月19日の時点で33か所の設置となっております。

千里丘駅周辺につきましては、東口のみフォルテ摂津自転車駐車場に設置しておりますが、西口へのポート設置はJRの駅前ということで多様な需要が高いことから、スペースの確保が困難な状態でありま。しかし、引き続き設置に向けた調整は継続してまいりたいと考えております。

次に、10番の2回目の質問にお答えさせていただきます。

摂津市地域公共交通計画は、本市の公共交通の望ましい姿を明らかにし、基本的な方針をまとめるマスタープランでございます。

これまでの取組として令和4年3月に、日常における移動に係る実態調査の市民アンケートからのニーズの把握や市内での在り方検討会を経て、令和5年2月の第1回協議会の開催以降、令和6年度に入り

まして第2回、第3回と協議会を実施しております。

その間、実務担当者中心の分科会を4回、市民委員との情報共有や意見交換を重ねてまいりまして、摂津市地域公共交通計画の素案について目指す将来像や計画目標、特に目標達成に向け取り組んでいく施策と役割分担などを中心に意見交換を実施し、合意形成を図っているところでございます。

計画素案の概略としましては、目指す将来像である「誰もが気軽に出かけられ、はたらき、暮らせるフラットなまち」の実現に向けて、大きく六つの観点から公共交通ネットワークの充実、交通の円滑化、自転車の活用、道路空間のプライオリティー見直し、公共交通のサービス、情報統合、住民意識の向上など、移動手段を確保、維持していく内容となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 質問番号11番の2回目、地籍調査によりまして大規模地震等で状況に変動があった場合の復元ができるかとのお問い合わせであったかと思えます。

この地籍調査に用いております測量調査でございますが、現在は測量法に基づきまして、人工衛星を用いた形での世界測地系と呼ばれる測量を実施いたしております。

このため大規模災害後の境界復元ができますことから、早期の復旧・復興は可能となります。

続きまして、質問番号13番でございます。

千里丘駅東口改良工事の設計の概略とのお問い合わせであったかと思えます。

現時点で考えておりますイメージは、西

口の再開発で先行しておるところはございますが、千里丘駅周辺として駅前空間は一体感を共有するような形を目指しております。現状で劣化が進んでおります橋上連絡通路の既存支柱、天井部分であったりだとか、そういう部分は柱等を生かした形で屋根の材質であったりタイル舗装材、そういう部分の改良であったりだとか、あとバス停の屋根材の劣化の改善を踏まえて主にバリアフリーであったりだとか一定バス等の乗り降り、そういうようなところの利便性向上も目指した形で駅前広場空間の再整備を考えております。

まだ設計途上でございますので、具体的な形ではお示しはできませんが、そのような考えで今は鉄道関係者、交通事業者、それからフォルテ摂津を管理されております摂津都市開発をはじめ関係機関と協議を進めさせていただいているところでございます。

2点目の工期の考えでございます。先ほど委員からお示しをいただいた内容で、西口の事業とも連動してくるんですが、千里丘駅の乗降者が1日4万人ほどの状況の中で、東口はバスのロータリー、それからタクシーの乗り降りもございまして、一般車両で企業とかのマイクロバスとかの乗り降りもされているように認識もいたしておりますので、そういったところで工事に伴っていろいろ制約条件が出てまいります。

特に一番厳しいのが鉄道近接工事の制約条件になってまいります。駅舎との接続であったりだとか、あと再開発ビルで営業されている店舗であったり、それで先ほど議論がありましたように自転車ラックは摂津都市開発で運営されている部分がございます。そういったところでの工事にお

ける調整等々、様々に解決していかなければならない内容もあろうかと思えます。

ですので令和8年度から令和9年度にかけて、西口の工事等々も調整しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 15番の千里丘東54号線道路改良事業、竹の鼻ガードについての2回目の質問にお答えさせていただきます。

ドライバーが赤信号で停止して渋滞するというような改善の内容でございます。竹の鼻ガードにつきましては、ガード改善対策に関わる要望書を摂津警察署に提出しております。

それをもちまして、摂津警察署におきましては信号周期の見直しによりガード内の通行時間の延長を行っております。

また、誤解を招くおそれのある信号灯器について、千里丘4丁目側の出口向きにある信号灯器のみ撤去して、改善をされたと聞いております。

次に、16番目の係争中の案件の件でございますが、現在、土地の所有者の方とは係争中でございます。

本市の主張が確定しまして裁判が結審すれば、歩行者の安全な歩行空間確保に向け事業着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 20番の震災対策事業についての御質問にお答えします。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。それを受けまして相談や申請が増加するのではないかという予測を行いまして、耐震診断に係る社会資本総合整

備交付金及び府の補助金につきましては例年の見込みを行いまして、減額の変更申請の手続を進めておりましたが、国及び府と協議を行いまして、この申請を取り下げ歳入確保しております。

併せて歳出につきましても減額の補正の準備をしておりましたが、これも中止し、対応できる状態を取っておりますが、結果的には1月から3月につきましては例年と変わらない相談申請状況で、特に変化は見られなかった状況でございます。

以上です。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 22番のイベントの継続についての御質問にお答えいたします。

アンケートの結果では、イベントに満足されているとの回答は約8割で、今後もイベントがあればよいという回答は9割以上ありまして、イベント開催のニーズは高いと認識しております。

イベント開催はにぎわいの創出や地域の活性化につながるものと考えておりますが、公園管理者としましては公園施設の維持管理を適切に行っていくことが重要な責務と考えており、イベントを主催することは考えておりません。

イベント開催については、民間や地域の活力などに期待するところでございますが、こうしたイベントのための公園使用につきましては前向きに捉えておりますので、条例の規定の範囲内となりますけれども、使用料減免など柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、接道緑化についての御質問にお答えいたします。

市内で開発行為がある場合に、敷地内の緑化について協議、指導を行っております。

内容としまして、開発行為の敷地面積が1,000平米以上であれば大阪府の条例に基づき緑化計画書の提出をしていただくことや、必要な緑化面積を確保するよう指導をしております。

1,000平米以下の場合につきましても、大阪府の条例に準じて緑化面積を確保していただくよう協議、指導をしております。

緑化の基準としましては、緑化面積の基準はありますけれども配置についての基準はございません。その中で道路に接する部分の緑化は、緑視効果の高い景観形成が図られるということで接道緑化を指導しております、取り入れていただいたものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号23番の2回目、市営住宅の被災者の受入れについてでございます。

市営住宅の一時使用につきましても、被災者や犯罪被害者、ウクライナ避難民を対象としておりましたが、被災者については市内に居住していた方に限られておりました。

しかしながら、今年1月の能登半島地震を受けまして、大規模災害の被災者については市外の方も受け入れていくべきという判断をしまして要綱改正したものでございます。

提供住戸といたしましては鳥飼八町団地の政策空き家でございます、使用期間は3か月としており、退居できない理由がある場合は最長で1年としております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号24番、避難

所運営マニュアルに関する2回目のお問いに御答弁申し上げます。

マニュアル作成後の今後の展開についてでございますが、今年実施される自主防災訓練におきまして、作成した避難所運営マニュアルに基づいて実施される予定であると伺っております。

ただ、避難所運営マニュアルに書かれている内容を、いきなり作成した翌年度から全ての事項について完璧に訓練に反映させるのは難しいと考えておりますので、毎年一つずつでも結構ですので、マニュアルの内容を訓練に取り入れていただければいいかと考えておるところでございます。

それから質問番号25番の2回目のお問いでございます。

まず避難行動要支援者台帳でございます。

こちらは、名簿提供に同意いただけた方のリストにつきましても、覚書を交わすことができている自治会と現在も共有しております、年に2回、最新の名簿に更新して、旧の名簿と交換していただけて管理していただくこととしております。

その課題についてでございます。まず一つありますのは、避難行動要支援者名簿につきましても、身体障害者手帳の所持者であるとか養育手帳の所持者であるとか、非常に繊細な情報を扱いますもので、本人から同意を得られているのはごく少数でございます。多数は同意されておられないという事情がまず一つあることが、課題であると考えます。二つ目については、たとえ本人が同意していたとしても、名簿を受け取っていただけない自治会も当然ながらしてございます。

ですので本人は同意しているのにもか

かわらず、その情報が地元には届いていないというアンマッチももちろんございます。

それでもう一つは、それほどの個人情報でございますので、個人情報の管理の問題があろうかと考えているところでございます。

その次に、もう一つの避難所の在り方に対するお問い合わせでございます。

避難所における避難生活の質を確保していくためには、様々な問題に対する対応策をあらかじめ決めておく必要がございます。

例えば体調不良者が出た場合にどのように対応していくのかといった問題でございますとか、あとは家で飼っているペットを避難所に連れてこられた場合はどう対応するのか。

そのほか例えば妊娠中の女性が避難して来られたり、障害をお持ちの方でありますとか、また外国人の方が来られたときにどのように配慮するのか。

避難所のプライバシーですが、それをどのように確保するのか。一人当たりのスペースは大体どれぐらいが必要なのかなどと検討事項は多岐にわたります。

そういった検討事項につきまして、避難所運営マニュアル作成に係るワークショップにおいて地域住民の方に御議論いただきながら、順次マニュアルの作成を行っているところでございます。

その次に、避難所運営計画の作成方針に係る今後の展望でございますが、市内には、避難行動要支援者が約4,000人弱おられます。それで身体障害者、精神障害者、要介護認定者など、その支援を要する理由は様々でございます。

他市ではそれらの要支援者を業務上で

所管する福祉部局において作成をするのが一般的でございますして、防災を所管する部局で全ての避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成するのは事実上、不可能であります。

そのため、今後は保健福祉部と個別避難計画の作成について協議を行っていく必要があると考えているところでございます。

それから質問番号26番の2回目のお問い合わせでございます。

市民の防災士の取得者数、取得状況についてのお問い合わせでございます。

令和6年10月末現在の数字にはなりますけれども、男性が104名、女性26名の合計130名となっております。こちらの数字には摂津市内在住の本市職員も含んでおります。

それから防災講演会の内容でございます。こちらは職員用として実施したものと防災サポーター用として実施したものと、日にちを別に分けて実施しております。

内容につきましては海外の災害マネジメントサイクル事例です。応急対応から始まって復旧・復興、事前準備、減災の取組を説明していただいた後に、日本での災害時の受援の例、それから現場から得られた教訓などのお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 どうもありがとうございました。3回目となりますのでよろしくをお願いします。

まず財政全体についてでございますが、個々についていろいろ見立てを教えてくださいましてありがとうございます。

あと基金の繰入れについてです。先ほど

来、出ておりますけれど、令和5年度途中に方針が変えられまして、減債基金が令和6年度予算のときには廃止されました。条例を廃止してしまったわけですが、歳出においては財政調整基金を16億4,462万円積み増しています。なので片や下ろして、片や積み増しを行ったことになっておりますけれども、このてんまつをもう一度確認しておきます。

そして、令和5年度のときの中期財政見通しで、基金取崩しの予想額は16億9,100万円です。

令和5年度決算後の中期財政見通しでは、結果として14億3,200万円を取り崩したことになるので、これはかつてない中率でした。

いつもは大幅に改良して取崩し額が減ることになっております。黒字額が多かった、これは前年度に赤字だったことであえてそうしたのか分かりませんが、そういうものの調整をすればもっと本当は下がるはずのところ、数字上はそうになりました。

このことについて、担当課としての考えを聞いておきます。

それから2番目の郵送事業についてでございます。先ほどの認識もしっかり持っていただくということで、ぜひともこの郵送通信運搬費が少しでも減っていくことを目指してお願いしたいと思います。

それで今年10月に郵便料金が値上がりしました。結構な値上がり額だったので、当然これは影響があると思います。影響額はいいですけれども、今後できるだけこの分を圧縮できるように、市民からの声が出ないように適切な運営をするのと、それからDXを進めていく中で、減らせるものであればどんどん減らしていくことを努力していただきますように、これは要望とし

ておきますのでお願いします。

続いて、3番の市立集会所の関係でございます。躯体とか設備の基礎調査費用を計上されて調査をするということでございます。

集会所は認識されていると思いますが、自治会の会合をやったりとか老人クラブが集まったり、高齢者も集まる機会が多いわけですね。耐震とか、老朽化対策といった部分で、安全性については早急をお願いしておきます。応急処置も含めて、これはお願いします。

個々の集会所の耐震、建て替え、集約、先ほど利用状況を調査されると言われていましたけれども、そういうものも含めてより合理的に計画を立てて取り組んでいかれますようにお願いします。

でもこれは必要なのも事実でございますから、その機能をこのように合わせていくとか、それも含めてしっかり計画をつくっていただけますようにお願いしておきます。これも要望です。

続いてE S C Oサービス料についてでございます。

いろいろ課題もあると思いますが、一定の評価はされていると思います。

今後とも経費の削減とか温室効果ガスの削減とか、そういう効果もしっかりと検証しながら、ほかの施設でも検討ができますようにお願いします。これも要望としておきます。

次に、5番目のDX推進事業でございます。

令和5年度ではAIの自動文字起こしを導入される話があって、先ほどもいろいろ答弁がありました。

ほかにもいろいろやっておられます。例えばこれまでの流れで言いますとR P A

を活用されて事務の効率化を図られるものもありました。

こういうものも非常に効果を上げていることが、行政経営戦略の中には書いています。引き続きしっかり取組をしていただきたいと思います。また、業務用チャットツールなども利用頻度を上げてきておられることですので、こういうものもしっかりまた定着させて、さらに効果を上げていくようにやっていただきたいと思います。

とにかくDXの推進が期待されていますから、経費削減とか事務効率化は当然のことです。これをしっかりやっていただく中で、市民サービスの推進に大きく役立つように、今後もしっかり推進をお願いしておきます。これも要望です。

次に、FM推進事業についてです。三宅小学校跡地と味舌小学校跡地の検討についてお聞きしましたがけれども、私の近くには三宅小学校の跡地があるわけですが、ここは避難所として使っている。ここをぜひ最優先でお願いしたいという要望を受けています。

例えば避難をしにくるけれども、上に鉄骨で屋根があって、落ちてくるのではないとか、隣に非常階段がありますが、これも落ちそうではないかなど、いろいろあります。なので、しっかりと意見を聴いていただいて優先的な管理をお願いします。

そのためにもぜひとも令和7年度で調査費をつけていただくように、これは強く要望しておきます。

もう少し申し上げますと、この三宅小学校跡地は三宅地域の避難所にもなっているけれども、ハザードマップでも沈まない、つまり浸水しないことになっています。なので、一時的に避難してもらうこともでき

るし、また仮設住宅の利用もできる。これは前の市長もおっしゃっていましたが、有力な候補地でもあります。

一方で、アクセスが少し悪く、道路が狭いです。北側に行きますと駅のロータリーからぐるっと回ってきて、ここのすぐ近くまで太い6メートル以上の道路が来ています。あと手前のところを2軒買収すれば、この太い道路をこの三宅小学校跡地の旧校舎までつなぐことができます。そうすれば、大きなトラックで物資を運んできたりということも可能になりますし、例えば自衛隊とかいろんな救援の人も、そこから入ってくるので、こういうこともぜひ考えておいてください。

この2軒の部分だけを購入すれば道路が拡幅してつながることもありますので、これはぜひ検討していただきたいと思います。要望です。

次に、防犯カメラの設置状況についてでございます。先ほど決して他市に比べて多いほうではないと言われていましたし、安全・安心を向上させる意味ではさらに協議を重ねる中で、令和7年度に向けて増設をぜひお願いします。これも要望します。

次に8番目、交通安全啓発でヘルメットの啓発でございます。まずこの条例の改正をしていただいて、市としての心意気、志をしっかりと示していただきたいのと、それから具体的な取組をぜひ考えていただきたいと思います。

とにかく自転車のマナー対策として、この条例を制定したのは、大阪府下ではすごく早かったんです。これはとても素晴らしいことなので、さらにそれを深めていくと、摂津市はそういう意味ではすごく進んでいると言われるようにしていただきたい。例えば、摂津市に行ったら全員がヘルメッ

トをかぶっているぐらいの取組をぜひお願いします。要望としておきます。

次に、公共交通確保事業で自転車の対策についてでございます。自転車のまちづくりを進めていこうということで、これは地域公共交通計画の中にも自転車を中心としたまちの提案が載っています。

ただ、そのことをしっかりと計画していかないといけないと思います。特に駅周辺の自転車の計画で、駅リンクはなくなったけれども、シェアサイクルもしっかり取り組んでいかないといけません。それから千里丘駅西口は商業施設もできますので、商業施設の自転車も一応確保はしてあるけれど、フォルテ側の自転車は、今に至るまでは随分と苦労して至っています。

これまでも、自転車問題で高槻市にできたラックを見に行き、これをつけたらどうかとか、いろいろと提案しながら現在に至っています。しっかりと自転車対策をやっておかないと、放置自転車だらけになる可能性があるし、かといって自転車の利用を考えたら、本当に便利なようにしていくことは大事です。再開発の担当課はここにはいらっしやいませんけれども、千里丘駅西口も併せてこの自転車の行政、自転車対策をしっかり考えていただきたい。

そして、本当に便利なまちづくりを進めていただきたいと要望しておきます。

その中には当然サイクルポートであるとか、それからまたレンタル自転車なども含めて、これからでも考えていくんだから考えていく。阪急摂津市駅には電動を含めたレンタル自転車屋を入れたんだから、そういうのも考慮に入れて、ぜひともしっかり今後も考えていただきたいということを要望しておきます。

10番目、地域公共交通計画策定です。

本当に市民の意見がしっかり入っているのか、ニーズはちゃんとつかめているのか、市民が主体者になってこの計画がつけられているかについては、なかなか難しいのではないかと思います。

どうしてもバス会社であるとかタクシー会社であるとか、専門のそういう業者の方がたくさん集まっているので、そちらの顔色を見ながら、引っ張られていっているのではないかと危惧しています。

山形県鶴岡市に視察に行かれたということで、そのことが結構この中で反映されているような感じになっています。

私たちが、実は以前に山口県山口市に視察に行ったことがあります。15年ぐらい前です。ここも同じように路線バスを中心として、乗合いタクシーを走らせたり、ミニバスを走らせたりとか、その地域ごとに考えられていました。

ここで面白いのは、それぞれの地区で協議会をつくって、その協議会でこの地区はこれがいいんだということで、補助金をもらうんです。その協議会には決められた補助金があって、地域に合ったものをつくるということで、自分たちでやっている。

お金が足りないようになったらバスを走らせることができないので、自分たちで広告を取ってきて、広告費用をそれに足したりとか、いろいろ工夫をしながら自らが主体的にやっておられました。

今がどうかは分かりませんが、それぐらい住んでいる人たちが主体的になってやらないと、いいものにならないと私は思っています。計画策定に対するプロセスがどうであったのか、本当に民意を反映しながらやってきたのか、たった4回で策定してしまうという体制の中で、みんなで作って上げていくことになったのかどう

かです。そこも含めて、お聞きしておきます。

それで13番の千里丘駅東口の設計関連でございます。

同時に完成させるとのことでございますけれども、しっかりこれは粛々と進めていただいで、ぜひいいものにしていただきますようお願いしておきます。これは要望とします。

それから15番目に絡んで竹の鼻ガードの出口について、いろいろ対策をしていただいでいると言われていました。現状を見ながら改善できるように努力をしていただきたいということで、よろしくお願ひします。これも要望としておきます。

続いて千里丘三島線の道路改良事業についてでございます。

とにかく残っているところについて合意ができ次第、阪急京都線連続立体交差事業が完成するまで待つのではなくて、早い時期にぜひやっただきたいということで、これは要望しておきます。

次に、震災対策事業です。能登半島地震の後の意識はどうですかという話です。

だんだん減ってきて、残っているのは少なくなってきましたから、建て替えれば建て替えるほどこれはニーズが上がっていくこととなります。100%になるには時間がかかると思いますが、気長にこれは取り組んでいただくとお願ひします。

何しろ地震はいつ来るか分からない。特に南海トラフ大地震は30年以内に70%から80%という比率になっておりますので、努力していただくとお願ひします。

あと22番目の公園の関連については、これからも公園が活性化するように、民間

がいろいろやることについて柔軟に対応していただけますようお願いしておきます。これも要望としておきます。

次に市営住宅について、要綱改正していただいたということで、災害のときにも利用できるように、今後ともよろしくお願ひします。これは要望です。

防災です。マニュアルを毎年一つずつでも訓練に取り入れてという答弁だったと思います。その中で課題になっているのは、防災関係は大体男性が主体になっていることです。

なかなか女性の視点が入っていないのではないか、欠落していることが課題になっているわけです。今いろいろつくっていかれている段階で、女性の意見が反映できるようにどのように取り組んでおられるのか、聞いておきます。

それから個別避難計画です。今後もこれは大変難しい取組です。難しいのは本当に分かる。だけど人を助けるためにはどうしても必要な計画でもあるし、また、避難する場所をまずつくらないといけません。福祉避難所もそんなにたくさんはありません。

だからそういうものの整備から進めていかないといけないということを考えると、本当に難しい問題だと思います。ここはどうかしっかり長期戦になるかもしれませんが取り組んでいただくとお願ひしておきます。

私も何か協力できることはしていきたいと思いますが、これも要望しておきます。

そして防災人材の取組でございます。とにかく防災士はたくさんおられると思うのですが、防災サポーターになって一緒にやってもらえるか。

防災サポーターもそうで、防災サポータ

一としてほっておいたらどんどん意識がなくなってしまうから、どんどん一緒に関わってもらいながら、ある意味では人材育成していかないとあかんと思います。

とにかく新規で多くの皆さんに利用していただくためにも、周知が必要だと思います。しっかり周知をしていただいて、職員も大事ですけれども、市民の中にもそういう人をしっかり育てていくんだという思いを持って取り組んでいただきますように、要望しておきます。

以上です。

○野口博委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 3回目の財政についての御質問にお答えいたします。

減債基金を廃止して、財政調整基金を積んだところの経過といいますか、状況についての御質問がございました。

それでもう一つは中期財政見通しで、令和5年度の決算と、その前の年での見込みが近かったことについてどう考えているか、この2点のお問いであったと思います。

まず減債基金の廃止と財政調整基金への積立てをしたところの経過について御説明申し上げます。

減債基金につきましては、市債の償還財源を確保して、市債の適正な管理を行うために設置をしたところがございます。

これまで財源対策債と特定の市債償還のために積立てを行い、元利償還金が多額となっておりましたときには、その財源として充当してまいりました。

それで条例で基金の処分についてというところで、4点ございます。

その中で、一つ目で経済事情の著しい変動によって財源が著しく不足する場合には、市債の償還の財源に充てるとき。

二つ目で、償還期限を繰り上げて行う市

債の償還の財源に充てるときというのがございます。

この二つの点に関しましては、財政調整基金が処分をするときに、市債の償還というところはないですけれども、経済事情の著しい変動により財源が不足した場合は基金の繰入れができる。

また地方債の繰上償還についても財政調整基金の繰入れができると、そういうことが包括されているところがございます。

それで三つ目としまして、減債基金の処分について、財源対策債と特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって、当該市債の償還の財源に充てるとというのがございます。これにつきましては対象となる償還が終了していると考えておりまして、4番目に償還期限の満了に伴う市債の償還額が、ほかの年度に比して著しく多額となる年度においては、市債の償還財源に充てるというときにできます。

この部分ですけれども、実際に令和6年度につきましては、元利償還金は平成の時代から見ても一番少なくなっている状況です。今後の中期財政見通しで防災費のところを見てまいりましても、それほど著しく高くなるというところが、あまり当てはまることのないと考えまして、基金の目的は達成されたものであると考えておりました。

また加えまして、令和6年度の予算編成におきましては、基金の繰入額が増加して予算編成を行う状況になっておりました。

先ほどもお話しさせていただいた部分がありましたが、生産年齢人口の減少によって市税の減少とか、扶助費も今後は社会保障費の増加が予想される中、財政運営はどんどん厳しくなっていくと考えており

ます。一定目的が達成された減債基金をより柔軟に財政調整ができる財源として活用できるようにと考えまして、減債基金を廃止して、その基金の部分を財政調整基金に集約し、積替えを行うことで予算を編成させていただいたところでございます。

次に、中期財政見通しが主要基金の残高の見通しとして、令和5年10月に作成したものと、今回は令和6年10月に決算を見たときに近い値であったこととございます。結果としてその年度の決算予測が、大きく違う要素が入ってこない限りは、かなり近いものになる確率は高くなるのではないかと考えております。

それで次年度以降の予測は、反対に物価高騰等のいろいろな要素がどの程度になるか、予想を超える部分も出てくるケースも多々ありますので、おおよその見通しのところで予測が乖離してしまうことが起こっているものと考えております。

しかし中期財政見通し等、将来見通しを低く見積もった場合、それを上回る支出を余儀なくされたときには、財政運営が立ち行かなくなるということがありますので、想定できる範囲の中で見通しを立てておるところでございます。

ただ、安定的な財政運営を行っていくためには見通しではなくて、きちんとした収支均衡をこれから図っていくための収支計画を考えていかないといけないのではないかと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 3回目の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の内容が、住民参加の民意を育てることが市民のための計画となる、重要と考えるその考えについて、いかがかという

問いであったかと思えます。地域公共交通は少子高齢化や運転手不足など、深刻な問題が背景として存在することから、交通事業者のみならず行政をはじめ地域の関係者が連携、協働し、地域ぐるみで支えていくことが重要でございます。

そのため、本協議会は交通事業者をはじめ学識経験者や運輸局や福祉、高齢などの行政、公募による市民委員など約25名から成る非常に幅広い構成員で協議できる場を構築しております。

中でも市民参加は協議会の設置根拠法令にも必要な構成員として規定されており、計画策定2名の市民委員の方々に、その代表として参画していただいているところでございます。

市民委員の関わり方につきましては、個別に摂津市の公共交通に関する現状や課題、将来の想定などについて共有いたしております。

その後、交通事業者中心の分科会と同様に、市民委員の方々にもその協議内容を共有し、理解を深める意見交換会を重ねることで、公共交通の利用者目線で意見やニーズを発信する役割をしっかりと果たしていただいております。

基本計画につきましては、今年度パブコメを通して策定をしておりますが、この基本計画策定以降につきましては、この基本計画を基に当面の目指す姿、5年先の目標に向けて、施策内容についてワークショップやアンケートなどを実施して、より多くの市民の意見を取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号24番、避難所運営マニュアルにおける、女性の視点を

反映させることに関するお問い合わせに御答弁申し上げます。

避難所は御存じのとおり、同一の空間を知らない方々と共有することにおのずとになりますので、女性への配慮がないばかりに、女性が過ごせない避難所はあり得ないと考えております。

現在、避難所運営マニュアルを主に担当している職員は女性の職員が担当しておりますし、現在、鋭意行っておりますワークショップの開催につきましてもその担当は女性であり、お越しいただいている市民の方々の中で防災サポーター、そして民生児童委員の方々の中にも女性の方は少なからずいらっしゃいます。

そういった方々の意見も十分に聴いた上で、避難所運営マニュアルに生かしてまいりたいと考えておりますので、当然ながらにして女性の視点を反映させたものになると思っております。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 では逆から行きます。

24番です。御答弁いただきましたので、一応よしとしたいと思います。今後、避難所運営マニュアルの作成をしていく中には、自主防災組織を主役としてぜひ丁寧に、そしてまた地域に合ったマニュアルとなるように作成をしていただくことを期待しておりますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それから公共交通の問題でございます。公募市民が入っておられますけれど、これは以前にも時間をかけて実はやったことがあります。

そのときも一応結論を出しましたけれど、これは難しい問題だと思います。そんな簡単に市民の民意を反映した計画をつ

くることは、大変なことだと思います。

しかし、今の時代はそうしていかないといけないと思います。もっと市民活動団体なども参加していけるような開かれたものにしていかないと、そういうところから参画していくことも視野に入れていかないとあかんのではないかと考えています。

これがあかんとは言いませんけれども、よりよいものに、そしてより活性化されるものにしていくためには、様々な参画が必要であろうと思います。

またこの件は、次に安藤委員からいろいろあると思いますので、この辺に止めておきます。

それから最後です。

1番目の財政全般についてでございます。中期財政見通しは、毎年見立てていくことが重要になってくると思いますし、とにかく先ほど減債基金の取崩し関連をしたこの取組について、言われていることはよく分かります。だけど何か違和感がある、急に出てきて前の市長が辞められる前に条例を廃止してしまったという印象がすごく残ります。

言われていることはよく分かりますが、そのことに違和感があります。今後のことはしっかり新しい市長の下で、この財政をしっかりと見据えていくことが非常に大事と思っております。

最後に副市長から総括的に、今の考えと挨拶を含めて、やるぞという意欲も含めてよろしくお願ひします。

○野口博委員長 山本副市長。

○山本副市長 先月、御同意をいただきまして、副市長を拝命いたしております。ありがとうございます。

まず市役所に戻ってまいりまして、奥村前副市長から引き継いだ中で、私が最初に

見たのは中期財政見通しでございます。

なぜかと申しますと、平成の一桁から十数年まで、実際私自身は財政課におりまして、その頃は財政の再建団体になろうかという状況で、いろいろと改変に向けて方策を先輩がつくられまして、自分も邁進した記憶があります。そういう状況にならないことが一番でございますので、中期財政見通しをまず見させていただきました。

率直に言いますと、令和10年度には当時申しておりました財政再建団体になってしまう見通しになっておりました。

一年、一年と先送りになっている中期財政見通しの時期はありましたけれど、去年と今年はそんなに差異がないということでございます。私も総務部長、財政課長にこの状況を確認いたしましたら、このまま何もしないところになってしまうと説明を受けておりますので、総務部長、市長公室長には何か方策を考えてくださいということで、今指示をいたしているところでございます。

行政経営戦略におきましても、やはり市民の視点に立った質の高い行政経営を行いますという項目もございます。健全な財政運営は、事業の優先順位や実施の効果、将来の負担を考慮し、健全かつ効率的な、効果的な財政運営を確実にしていく必要があるともなっております。当然この方向に向けて目指すべき状況であると考えておりますので、この状況に陥らないように何をするのかを全庁挙げて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 以上で、本日は散会させていただきます。

(午後5時8分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 南野 直司